

ビルマ赴任の手引

昭和59年12月

国際協力事業団

国際協力総合研修所

JICA LIBRARY



1074332(6)

國際協力事業団

19243

刊行にあたって

本書は、当事業団ラングーン事務所において武田慶一所長(当時)ほか、在ビルマ派遣専門家等の協同作業によりビルマ赴任者に対する手引としてとりまとめられたものである。折角の貴重な情報であり、当事業団が行う専門家派遣前研修等に活用すべく、ここに刊行するものである。執筆し、取りまとめに当たられた関係各位のご尽力に対し、ここに謝意を表する次第である。

なお、本手引は、昭和59年4月の時点で執筆されたものであり、その後記載事項に変動を生じていることも考えられる。この点については、読者各位におかれても十分念頭に置きつつ読まれるようお願いしたい。

昭和59年12月

国際協力事業団

国際協力総合研修所長

はじめに

異国の地での長期滞在ともなると、生活環境が異なるため、当初は一種の不安を感じるものです。また、JICA専門家の場合は、専門家どうしの横のつながりが希薄なためか、赴任直後には同じ試行錯誤を繰り返すケースがよくみられます。そういった不要な不安を少しでも取り除き、同じ誤ちを繰り返させることなく、専門家として安定した生活と業務に邁進していただくために、専門家の試行錯誤の経験を少しづつでも蓄積して、後に伝えようと本手引書を作成した次第です。

とくにビルマは他の周辺諸国とくらべて、情報量が格段に少なく「知られざる神秘の国」といわれている程です。従ってビルマの国情に関する出版物も限られており、ビルマ国内での生活のあり方に触れたものはほとんど見当たらないといってもよいでしょう。

本手引書は、生活面は主に首都ラングーンの事情を中心に書かれており、地方の事情はこれと大きく異なります。内容も決して完全ではなく、2～3年も経つとおそらく環境は大巾に変わり改訂の必要が生じることでしょう。しかし、ともかく、新しくビルマに赴任される方々にとり、本書が少しでも役立つなら幸甚です。

1984年5月

ビルマ赴任の手引

目 次

1. 赴任に先立って	7
2. バンコックからラングーンへ	13
3. ラングーンのホテルで	29
4. 到着時手続	35
5. 住宅借上げ	43
6. 出国手続(一時帰国等)	61
7. 車	67
8. 日常手続	73
9. 帰国時手続	95
10. 学 校	111
11. 国内旅行	121
12. ビルマでの基本的なエチケットあれこれ	131

第1章 赴任に先立って

- (1) 衣 類
- (2) 電気製品
- (3) 食 料 品
- (4) 日 用 品
- (5) 海送と購送書類
- (6) 銀行口座開設

第1章 赴任に先立って

(1) 衣 類

赴任決定が冬の時期の方の場合は、衣類を集めるのに苦勞するかもしれませんが、日本で夏物が簡単に手に入るような時期ならば、必要なものはそろえて来る方が良いと思います。普段着は日本の海辺に遊びに行くような感じの衣類で大体間にあいます。赴任に先立って必要と思われるものは次のとおりですが、それぞれの任期や家族状況に応じて調整することとして一応の目安にして下さい。

① 子供用衣類（1人当たり）

パンツ（12～13枚）、男児用ランニングシャツ（5～6枚）、女児用スリッパ（5～6枚）、靴下（綿又は綿混紡5～6足）、Tシャツ（12～13枚）、スカート（6～7枚）、ショートパンツ（9～12枚、女児の場合は3～4枚）、スポン（2～3枚）、ワンピース（3～4枚）、カーデイガン（2～3枚）、ベスト（2～3枚）、帽子（2～3個）

② 大人用衣類（男性）

背広（夏物1～2着）、替ズボン（3～4枚）、Tシャツ（5～6枚）、靴下（綿又は綿混紡15～16足）、ランニングシャツ（8～9枚）、パンツ（8～9枚）、テニス又はゴルフウェア等（3～4着）、テニス又はゴルフ用靴下等（6～7足）、トレーニングウェア（1着）

③ 大人用衣類（女性）

下着（子供、男性に準じた考え方）

Tシャツ（ ・ ）

ショートパンツ（ ・ ）

ジーンズ長ズボン（ ・ ）

スカート（ ・ ）

サンドレス（ ・ ）

ワンピース（ ・ ）

カーディガン(子供、男性に準じた考え方)

ベスト ()

長袖ブラウス(2~3枚)

寝間着(2~3枚)

④ 共 用

バスタオル(多めに7~10枚)

タオル(多めに10枚~15枚)

布生地(多めに10~15枚、カーテン用等に使用)

靴 (運動靴、サンダル、皮鞋、雨靴)

スリッパ、毛布

② 電 気 製 品

ビルマ国内の大都市の電力事情は悪くはないが、雨季にはよく停電します。とくに電圧が不安定で、通常230Vですが、200V~250Vの間で変動することがあります。必要と思われるものは次のとおりですので参考にして下さい。

電気冷蔵庫(大型が望ましい。400ℓ位)

洗濯機(洗濯、脱水の2槽式の単純なもの)

クーラー(2~3台)、トランス(電気製品の数・容量に応じて)、テレビ、ラジオ、ビデオ、カセットレコーダー、電子レンジ、トースター、炊飯器、電気スタンド、電熱器、電気用工具一式

③ 食 料 品

日本独自の食料品は、是非持参されると良いでしょう。できるだけ当地の料理になじむつもりで赴任された方が望ましいのですが、当初は日本のあっさりした料理をたべたくなり、なかなかみずかしいようです。以下の食品のうち、印のものはビルマにもありますが、質がおとります。

サラダ油(1ヶ月1kg3缶を目安)、酢(1ヶ月1本を目安)、調理用酒、
みりん、味の素、のり、うめ干、こんぶ、ひじき、わかめ、しいたけ、か
んぴょう、*めん類、とうふの素(ハウス本とうふなど)、こんにゃくの粉、
*小麦粉、*しょう油、*砂糖、*はちみつ、*コーヒー、クレープ、紅茶、マヨネ
ーズ、ケチャップ、缶詰類、*みそ、*塩、スナック類、ガム、チョコレート、
アメ、ふりかけ。

なお、大型の茶筒、茶箱、タッパウェア類を持ってくると便利です。湿気
や虫害を防ぎます。

(4) 日用品

当地で購入することも可能なものがありますが、値段が高いですので、次
のものは必要に応じ、持参された方が良いでしょう。

トイレットペーパー、生理用品、ティッシュペーパー、歯みがき粉、歯ブ
ラシ、石ケン、シャンプー、リンス、洗剤、かとり線香又はベープマット、
殺虫剤、ゴルフ道具、テニス道具、スポーツ用品、子供用自転車、おもちゃ、
カメラ、書籍類、食器類、台所用品、医薬品(下熱鎮痛薬・アスピリン等)
抗生物質内服薬(テトラサイクリン系、セファロスポリン系等)、下剤
(センノサイド)、抗ヒスタミン内服薬(クロロフェニラミン)、消化剤、
胃腸薬、ビタミン剤、感冒薬、目薬、抗ヒスタミン軟膏、抗生物質軟膏、
蛔虫薬(サントニン等)、包帯、ガーゼ、バンドエイド、体温計、木まく
ら、ハサミ、絆創膏。

(5) 海送と購送書類

まず、海送会社をみつけることから始めねばなりません、JICAに問
い合せれば教えてもらえます。海送会社が決まったら、よく打合せ、荷物の
送り先、リスト発送日、梱包時の立会い日等を決めることが必要です。一般
には船の出航日の2週間位前に梱包を終了をしておかなければなりません。

船は1ヶ月に1～2回、ラングーン港を通過する便があります。また、赴任出発日より少くとも3～5日以前の船便をさがすことも大切です。これは、船積書類(船荷証券等のShipping Documents)をビルマに持参することが望ましいからです。船積書類をJICAラングーン事務所気付で自分あてに書留で郵送することも可能ですが、当国は郵便事情が悪いこともありますので、やはり持参の方が望ましいでしょう。船積書類は%(船荷証券)のファーストオリジナル、セカンドオリジナル、サードオリジナル、パッキングリスト、インボイス(送り状)及びインシュアランス・ポリシー(保険証券)の6種一組です。船積書類がないと通関手続が出来ませんので取扱いには十分気をつけて下さい。横浜ーラングーン港間海送料の相場は大体1㎡あたり、約6万～7万円です。

(6) 銀行口座開設

一般にはビルマ入国前にバンコック東銀にて、当座預金、及び普通預金の口座を開設します。普通預金には利子がつくメリットはありますが、しかし普通預金口座では小切手を切ることができないので、ビルマにおいて小切手を切って使うためには、バンコック東銀に必ず当座預金口座を開設しておかねばなりません。

なお、出発前に日本でも東銀に依頼すれば、当座預金口座に限り、東銀バンコック支店の口座開設手続申請が東銀新宿支店に対して出来ますので、詳しくは、東銀新宿支店営業渉外課(Tel 03-342-6512)に問い合わせると良いでしょう。銀行口座開設については、第8章の第1節で詳述します。

第2章 バンコックからラングーンへ

- (1) バンコックの空港で
- (2) バンコックのホテルで
- (3) 再びバンコックの空港で
- (4) バンコックからラングーンへの機上で
- (5) ラングーンの空港で

第2章 バンコックからラングーンへ

日本からビルマへ赴任するときは、直行便がないので、ほとんどの場合、タイ国の首都バンコックに1泊し、翌日の飛行機でラングーンにむかうというケースになります。ここでは、バンコック・ドンムアン(DON MUANG)国際空港到着後、1泊の後、同空港を出発するまでのあらましを記します。

(1) バンコックの空港で

- 飛行機が着陸・停止した後、タラップを降りたバス乗場で(あるいは連絡通路の出口で)係員が到着客 (ARRIVAL) か通過客 (TRANSIT) かを聞き、行先を指示してくれます。
- 空港の到着ロビーに着いたら、入国審査 (Immigration) の窓口に並んで下さい。この時窓口表示に気をつけて、タイ人専用窓口には並ばないようにして下さい。入国審査係員に旅券と機内で記入した入国カードを渡して下さい。“何日泊まるか (How many days ?)” と聞かれることがあります。“ひと晩 (One night)” ~ 1泊の場合~と答えて下さい。ここでは2週間の観光ビザスタンプを押してくれますので旅券を受取って下さい。
- つぎに旅券審査 (PASSPORT CHECK) があります。旅券を見せるだけですぐ済みます。そこを抜けるとホールに出ます。
- まず右側のカウンターに行ってください。手荷物引取用の回転台が並んでいる付近です。そこで係員に航空券を示し、翌日の飛行機の予約を確認 (CONFIRM) して下さい。コンピューターですぐ終わります。
- つぎに、日本で航空代理店から渡された航空会社の宿泊料負担証 (SLIP) を渡し、引き換えにヴォウチャー (VOUCHER) を受取って下さい。ヴォウチャーは空港~ホテルのリムジン券、ホテル宿泊券、ホテル~空港のリムジン券の3枚綴りになっています。旅券、航空券、ヴォウチャーをしっかりとふところに納めて下さい。

- つぎにホールの隅から手押車をとって来て（リムジン乗車口まで無料で使えます。）手荷物引渡回転台のうち、東京からの乗機便名の掲示してある所へ進んで下さい。自分の手荷物を引取ります。手荷物は1つずつ出てきます。万一手荷物が最後まで出てこないときは、航空券に綴付けてある手荷物引換券（CLAIM TAG）を持って紛失貨物カウンター（BAGGAGE LOSS）へその旨、申し出て下さい。
- 手荷物を受取ったら、税関の審査台へ進んで下さい。係官に旅券と機上で記入した申告書を提示し、手荷物の審査を受けます。概して審査はきびしくありません。審査が終わったら手荷物には一つずつ鍵をかけて下さい。
- つぎに出口から出て下さい。出口に向かって右側の突当りに両替（Exchange）、手前に向かってホテル予約、リムジン及びタクシー予約のカウンターが並んでいます。両替所で20～50米ドル位現地通貨のパーツに両替し、10パーツ札のようなお金を少しもっておくと便利です。1米ドルが20パーツ前後（1パーツ約10円）です。なお、少し割高になりますが、両替はホテルでも出来ます。両替所から逆の方に進みますと、リムジンの乗場に出ます。白い制服の係員にヴォウチャーのうち空港～ホテルのリムジン券を渡し、指定されたマイクロバスに乗り込んで下さい。その際、車両後部に積み込まれる自分の手荷物の数を確認して下さい。リムジンは相乗りで、各ホテルへ逐次乗客をおろしてゆきます。ヴォウチャーのホテル宿泊券に記載してあるホテル名を記憶しておき、降りる場所を間違えないようにしましょう。空港からホテルまでは道路のこみ具合や各ホテルを回る順番によりますが、まず1時間から1時間半といったところです。ヴォウチャー使用の場合、このリムジンは無料です。（ヴォウチャーのない場合は上述のリムジンカウンターで1人50パーツで乗車券を発売しています）。荷物の多い場合、または乗合いがお好みでなければ、上述のリムジンカウンターで、タクシーチケット1人280パーツを買い、冷房つきタクシーでホテルへまっすぐ行く方法もあります。なお、この際運転手が、ナイトクラブやマッサージパーラーに誘うこ

とありますが、相手にならない方が安全です。

(2) バンコックのホテルで

ホテルに着いたらリムジンから自分の手荷物を降ろさせるのを確認し、ホテルのドア・ボーイに手荷物をレセプションカウンターまで運ばせ、チェックインして下さい。チェック・イン・カードに所定事項を記入し、ヴォウチャーのホテル宿泊券を旅券に添えて係員に出して下さい。旅券といっしょに部屋の鍵と夕食及び翌朝の朝食のクーポン券を渡してくれます。なお、翌朝のリムジン(又はタクシー)の出発時刻(PICK UP TIME)を必ず確認しておいて下さい。なお、この出発時刻は飛行機出発時間の2時間前から2時間半前が普通です。それからクーポン券で食事をする場所を確認しておく必要があります。手荷物を預っているボーイに部屋の鍵を示し、部屋に行きます。ボーイが手荷物を部屋に納めたら、照明のスイッチの位置等を確認します。ボーイにチップ(10バーツ~20バーツ)を与えて下らせ、寛ぎましょう。ドアは必ず2重鍵をかけ、ノックがあった時は、必ずいったんのぞき穴で来訪者を確認してから開けるようにした方が安全です。夕食に出掛けるときは、手荷物には施錠し、貴重品はまとめて、ホテルのフロントに預けた方が安全です。鍵を室内に忘れないようにすることも大切です。ついでに非常口の場所も確かめおきましょう。指定の食堂で夕食、朝食をとる時は、ウェイターにまずクーポン券を示して下さい。飲物を除き無料になります。

外出する時は、部屋の鍵はフロントに預けて下さい。流しのタクシーなどは当初はおすすめ出来ません。ホテルのタクシー・サービス・カウンターで儲車される方が安全です。また街で花売りやポン引きに声をかけられても相手にならないようにして下さい。当初は法外な値を吹かけられたりして危険です。明朝、早起きに自信のない方は、電話か直接口頭でフロントにモーニングコールを頼んでおくと、指定の時間に電話で起してくれ便利です。ホテルによっては、セルフタイマーの時計が備えついているところもあるので

確認をして下さい。

翌朝はリムジンの乗車時刻までに身仕度、荷物の整理、朝食をすませ、ボーイを呼んで手荷物をロビーにおろし、レセプションカウンターでチェックアウトをすませておきます。リムジンは交通渋滞等で遅れることがありますが、まず大丈夫です。乗ったら自分の手荷物が搭載されているかをチェックし、ヴェウチャーのホテル～空港のリムジン券を運転手に渡して下さい。もしリムジンによるホテルへの出迎えが著しく遅れるようでしたら（30分遅れ以上）ホテルの車を僱って、空港へ向って下さい。（280バーツ）

(3) 再びバンコクの空港で

ドン・ムアン国際空港の国際線出発ロビーに着いたら、手荷物を降ろし、ポーター（緑色の制服）に預け、出発便名を言って下さい。それからロビーの入口で、ポーター料（手荷物1個につき5バーツ）を払い、チケットを受取ってポーターに渡します。利用する航空会社カウンターに着いたら便名を確認し、航空券と旅券を示して搭乗手続をして下さい。タイ国の出国税120バーツ（1人あたり）はここで支払います。旅券、航空券、手荷物預り証、出国税領収証及び搭乗券（BOARDING PASS）を間違いなく受取って下さい。20kgを超す手荷物があった場合はロビーの両側にある航空会社事務所（タイ航空又はビルマ航空）で超過手荷物料金（EXCESS CHARGE）を支払い、そのレシートをカウンターに戻って渡す手続きが必要です。支払いはバーツ貨ですから、不足のときはロビー内の両替所で両替をすることになります。また、この時貴重品を入れた機内持込手荷物は必ず携行することです。搭乗手続きが終わったら、出国手続きカウンターに進んで、係官に搭乗券と旅券を提示します。手続きはすぐに終わります。

つぎに出発ロビー待合室に進みます。入口で携行荷物の再チェックが時々行なわれることがあります。待合室で搭乗アナウンスを待ちます。ここには喫茶カウンター、免税店、各種売店、両替所があります。余ったバーツ貨は

ここで米ドルに両替えできます。空港アナウンスは英語とタイ語です。その他テレビで出発便と出発時間が都度放映されますので気をつけて下さい。不安な方は、同じ搭乗券をもった他の旅客（出来れば外人）をみつけ、その動きを見張っているという方法をお勧めします。搭乗便のアナウンスがあったら、指定されたゲートにお進み下さい。搭乗券を示し、手荷物の検査を受けて搭乗します。

(4) バンコックからラングーンへの機上で

飛行時間は55分です。随分短い国際線といえましょう。泰緬国境の山なみを越えると、左手にマルタバン湾、右手に泥色に見えるサルウィン河口の上空に達します。暫くして右手にうねった河と緑の島の点在する湖が見えて来ます。するともうすぐラングーン・ミンガラドン空港です。この短かい時間に軽食をすませ、つぎに記す入国書類の記入をしなければなりません。乗員も乗客もかなり忙しいフライトなのです。

機上で渡される書類は入国カード（書式2-1）と税関への申告書（書式2-2）の2通りがあります。入国カードについてはタイの場合とそう変わりはありませんが、職業について COLOMBO PLAN EXPERT と記入して下さい。また、ビザ番号と有効期限は正確に記入して下さい。税関への申告書の方は持ち込む荷物の数、持込む外貨の種類、持込む物品（カメラ、ゴルゴセット、ラジオ、ラジカセ、余分の時計、電卓、その他電気器具等）を記入しなければなりません。なお、持込み物品の価格は日本円で少し安目に記入しておけば良いのです。署名を忘れないようにして下さい。以上2つの書類の記入が終わったら、まとめて旅券といっしょに持って行って下さい。

(5) ラングーンの空港で

ビルマへの第一歩です。小さな田舎のにおいのする空港で、びっくりされるかも知れません。飛行機から降りると到着ロビーまで歩いて行きます。こ

れがラングーン・ミンガラドン国際空港です。まず、たいていの場合、到着ロビー入口まで出迎えの人が来ていると思いますが、万一の場合に備えて、以下説明をしておきます。

最初に予防注射証明書（Yellow card）の提示を求められることがあるかも知れませんが、これは正式には不要なので、判らないふりをしていけば通り抜けられます。もしあれば勿論提示して下さい。つぎは入国審査です。旅券と入国カードを示して下さい。ここも税関のカウンターも整然行列など期待出来ず、押し合いの混雑状態になりますので、御承知おき下さい。入国審査が終ると旅券チェックを受けて税関のカウンターに進みます。そこで、外貨持込申告書（書式2-3、FORM F.E.C.1）と物品持込申告書（書式2-4）を渡されますから記入して下さい。外貨持込申告書の記入については、手持ちの日本円、米ドル、タイバツの額を旅行小切手、現金別に分けて記入して下さい。サインは左下すみだけにして下さい。また、物品持込申告書については税関への申告書に記入した通りに記入して下さい。ここに記入した品物はビルマ出国の際、必ず持出さなければなりません。（もし、出国の際、品物を保持してない場合は、ビルマ国内で処分したものとみなされて高率の課税がなされます。万一紛失、盗難にあった場合には必ず警察に届けて、その証明を受けておく必要があります。）手続きが終ると係官があなたの書類一式を検査官に渡します。指示に従って検査台に進んで下さい。その際手荷物が届いていないことがありますので、その時は自分であるいはポーターにたのんでロビーの中、あるいは外の荷おろし場まで探しに行き、集めてくる必要があります。この場合必ず手荷物預り証を持っていることです。ビルマの税関は煩してきびしく、あるいは不快を感じられるかも知れません。酒・タバコについては持込制限がありますが、きびしくありません。酒の3本、タバコの1カートン位までなら大丈夫ですが、保証はできません。清潔な社会主義国のはずなのですが、上級の監査官のいないときはよくワイロをとりたがる傾向があるようです。荷物をあけたとき、すぐ見えるような

位置に外国タバコを数箱、安物のボールペン、ガスライター数個などを散らしておくとうまく行くこともあります。また申告もれの電気製品、機械部品などがみつかりと税金をとられたりうるさいことになりますので、書類の間にはさみ、大型封筒に入れて、底の方に入れておく等の手があります。土産物のうち“物騒”と思われるような品についても同様です。検査が終ると手荷物に“BURMA CUSTOM PASSED”(見本参照)という紙片をはりつけられます。旅券、外貨申告書、物品持込申告書を必ず受け取って下さい。この3つは、ビルマ滞在中、絶対に紛失してはならない重要書類です。どれをなくしても、出国が難しくなります。

これで入国手続は終りです。なお、出迎えがないときは、出口の外側に両替所がありますので、外貨申告書を示して、現地通貨チャット(KS Kyots: 1米ドル7.5~8チャット位)に両替して下さい。後でホテルでも両替できますので、20ドル位かえておけば充分です。両替の都度、外貨申告書の裏側に両替の記録を先方で書きこんでくれます。以上の手続にざっと1時間から1時間半かかります。その間貴重品を入れた手荷物は常に身体から離さない等気をつけて下さい。

空港の構外に出るとタクシー乗場です。クラシック・カーばかりです。乗る前にホテル名をいって値段を交渉してきめて下さい。30~40チャット位です。外国タバコ3箱位で行ってくれることもあります。なお荷物を運んでくれたポーターの人数を数えておき、1人当り5チャットのチップをやって下さい。何もしない者がまざれて請求してくることがあるので注意が必要です。

(入 国 カ ー ド)

GOVERNMENT OF THE UNION OF BURMA
DISEMBARKATION CARD

To be completed by all Disembarking Passengers
到着日: 日: 月: 年の順
Date of Arrival 10-7-83 飛行機名
Conveyance VB222

- 1. 氏名・姓を先に
Name in Full Kokusai Taro
(Block Letters Surname First)
- 2. 性別・男・Male
Sex Male
女・Female
- 3. 国籍
Nationality Japanese
誕生日・出生地
- 4. 出生地・出生日
Place & Date of Birth 1-1-1950 Japan
- 5. 職業
Occupation Combo Plan Expert
(Military pers, Give Rank & Unit)
- 6. 出発地
Port of Embarkation Bangkok
パスポート紙
- 7. パスポート(Identity paper) No. R1158000
- 8. 発行日・発行地
Place & Date of Issue 1-7-1983 Tokyo Japan
ビザ発給官署
- 9. 発行国
Burma Visa issued by Burmese Embassy in Japan
ビザ番号, 発行日
- 10. 発行日
Visa No. & Date of Issue 2241-42/82 (入国ビザ用) 種類
- 11. 有効期限
Date of Expiry 17-7-1983
旅行目的
- 12. 訪問目的
Purpose of Visit Official
本 題
- 13. 滞在先
Permanent Address c/o Japan International
Cooperation Agency
ビルマの住所
- 14. 滞在先
Address in Burma INYA LAKE HOTEL

T. Kokusai

Signature of Passenger

サイン

[税 関 申 告 書]

B. D. No. 飛行機名 Carrier 08222 SF. No. 証券号 _____
Date 10-7-83

Persons giving false information in the Customs Declaration, or to Customs Officers, shall render themselves liable under laws of the Socialist Republic of the Union of Burma.

CUSTOMS DECLARATION

FOLD HERE

名前 Full name (Please Print) Taro Kokusai
国籍 Citizenship Japanese
パスポート番号 Passport No. B1158000
パスポート発行日 Date of issue 1-7-1983
出発地 Arriving from Bangkok
目的地 Country of destination Burma
訪問目的 Purpose of visit Official
(Business, tourism, private, etc.)

My luggage (including handbaggage) submitted to Customs inspection consists of 5 pieces.

With me and in my luggage I have: 手荷物

I. Weapons of all descriptions and ammunition. Nil

II. Narcotics and appliances for the use thereof Nil

III. Antiques and objects of art (paintings, icons, drawings, sculptures, etc.) Nil

〔外貨持込申請書〕

IV. Currency, currency instruments such as (cheques, travellers' cheques, bank drafts etc.)

Description	Amount	For official use
US \$ Cash	100. ⁰⁰	
US \$ T/c	500. ⁰⁰	

V. Precious metals and stones, pearls and articles manufactured therefrom:

Description	Quantity	Value	For official use
Nil			

VI. Favour Parcel

Nil

[物 品 持 込 申 告 書]

VII. I hereby also declare that I have in my possession the following articles; e.g. cameras, electrical goods, radios, cassettes, tape recorders, sewing machines, calculators, bicycles, musical instruments, game requisites, toilet requisites, textile fabrics, liquor, cigarettes, cigars etc.

Description (1)	Quantity (2)	Value (3)	For official use				
			Rate (4)	Customs Duty K. P. (5)		Pr. Tax. K. P. (6)	
Camera, (CANON)	1	\$100					
Radio (HONDA)	1	\$50					

C O.

※ビルマではアナカン(別送手荷物)の引取りは通常1ヵ月以上必要とするので、極力手荷物とした方がよい。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
TOTAL AMOUNT					

フィルム
の個数 I also declare that I have ない場合は0と記入
pieces
 of unaccompanied baggage to be followed by sea/
 air:

In addition, I am also aware that printed matters, manuscripts, films, sound recordings, postage stamps, etc., must be submitted for inspection.

Date 10-7-83 (Signature) J Kobusai

保
管
用 {

 Customs receipt No. and date _____

 Inspector's Signature, _____

 P. No. _____

 Cashier.

 Name _____

 P. No. _____

 Prev. 101.

[外 貨 持 込 申 告 書 2]

FORM F.E.C. 1

BURMA EXCHANGE CONTROL
CURRENCY DECLARATION FORM

ORIGINAL/DUPLICATE

(For foreign visitors holding Visas for a stay of less than 6 months)

NOTICE

You must declare on this form all the money brought in with you. You may change your foreign money only at authorised banks and money changers who will ask you to produce this form for their endorsement.

If you leave Burma before the end of 6 months, you will be allowed to change back the foreign money you have converted and to take out the unused balance of your foreign money. But you must declare on this form to the Customs at the time of departure all the money in your possession. A nil declaration is required if all the money has been used up.

If you apply for extension of your stay permit to 6 months or more, the Immigration authorities will require you to change into kyats all the foreign money declared on this form before granting your application.

Foreign visitors who have come to Burma and who may subsequently take up any employment in Burma should, before doing so, offer all foreign exchange brought in by them for sale to an authorised dealer in foreign exchange regardless of the fact that they may have declared on form F.E.C. 1 on their arrival. Failure to do so would render them ineligible for extension of their stay permit or render their stay permit liable to cancellation.

It is an offence under the Foreign Exchange Regulation Act to contravene these instructions.

名前 Name Taro Kokusai パスポート番号 Passport No. B1158000 国籍 Country Japan

到着日 Arrival date 10-7-83 Departure date _____

飛行機名 Name of carrier UB222 Name of carrier _____

出発港 Port of embarkation Bangkok Port of disembarkation 出

To be stated on arrival.

To be stated on departure.

Amount

所持現金

NOTES AND COINS IN POSSESSION

Amount

発

Foreign currency

US\$ 100.00

Value

CURRENCY INSTRUMENTS IN POSSESSION

Value

用

US\$ 500.00

トラベラーズチェック

Traveller's cheques

Back Drafts

Traveller's Letters of credit

Personal cheques, Huddies and others

Address in Burma.

FOREIGN EXCHANGE CREDIT CARD NO. _____

ACTIV DATE _____

I hereby declare the above statement to be true

I hereby declare the above statement to be true.

T. Kokusai

Signature

447

3-11 MA CUSTOMS
% JAPANESE EMBASSY

Signature.

CUSTOMS
C.R.- 193

BURMA CUSTOMS

DECLARATION FORM FOR TEMPORARY TRAVELLERS ENTERING BURMA

I, the undersigned, Mr. Taro Kokusai holder of Japanese Passport No. B1158000, dated 1933-7-1 arrived from Bangkok by UB222 on 1933-7-10 do hereby declare that I am in possession of the following jewellery/articles. I undertake to produce them for Customs inspection at the time of departure.

Serial No.	Description	Quantity	Make and Number	Approximate Value
	<u>Jewellery</u>			
	<u>Other Articles</u>			
	<u>Camera</u>	<u>1</u>	<u>Canon</u>	<u>\$100</u>
	<u>Radio</u>	<u>1</u>		

TO REPORT TO THE
PRELIMINARY DEPARTMENT,
CUSTOM HOUSE, RANGOON,
IF THE PASSENGER HAPPEN
TO STAY IN BURMA MORE
THAN THREE MONTHS FROM
THE DATE OF ISSUE.

I intend to depart on _____ by _____ and Outpassed. (Carrier)

BURMA CUSTOMS
Signature of Customs Officer
RANGOON AIRPORT.

Taro Kokusai
Signature of Traveller.
Address in Burma c/o Japanese Embassy

Note.—Temporary travellers must obtain permission from the People's Bank of the Union of Burma, Form A-2 before departure.

第3章 ラングーンのホテルで

第3章 ラングーンのホテルで

ラングーン市内には外国人の宿泊出来るクラスのホテルが次のように1つあります。

インヤ・レイク・ホテル

ストランド・ホテル

タマダ(プレジデント)・ホテル

カンドージー・ホテル

これらのホテルの宿泊料金は本章のおわりに示してあります。

ホテルについたらレセプションでチェック・インをします。用紙に所定の事項を記入しますが、外貨申告書の番号(申告書用紙の左側に記入されるもの)を記入する必要があるので注意して下さい。部屋の鍵を受取って、ボーイに手荷物を運ばせ、部屋に進んで下さい。

部屋についたら、ボーイに命じて、寝室の照明灯はつくかどうか、冷房は動くかどうか、浴室のタオル、石けん、トイレトペーパーは揃っているか、部屋の扉にきちんと鍵がかかるかどうかを調べさせて下さい。不備があればなおさせる必要があります。ボーイには1~2チャットのチップを渡して下さい。

部屋から外出するときは、残しておく荷物に鍵をかけておいて下さい。とくに貴重品は厳重に保管することが大切です。また部屋に帰る時、部屋の鍵を携行することをお忘れなく。

各ホテルには、レセプションの近くに外貨両替所があり、外貨申告書を提示すれば、現地通貨に両替えできます。また食堂、喫茶室、バーがあります。利用の都度、勘定書に部屋番号を記し、署名しておけば、後で一括支払いが可能です。

食事は洋風、中華風のサービスがあります。概してホテルの食事は外に比べ不味くて高価で、しかも時間がかかるという定評があります。混んでいるときは昼食や夕食にそれぞれ1時間あるいはそれ以上かかることがあります。

インヤレイク・ホテルは、プール、テニスコート、理髪店、美容院の施設があります。

クリーニングは朝頼んでおけば夕方には仕上がります。仕上げは余りきれいではありません。靴みがきはルームボーイに頼めばやってくれます。

宿泊中は生水を絶対のまないようにして下さい。また飲料水ポットの中の水も余りおすすめできません。ルームサービスをたのんでコーヒー、紅茶またはビルマ茶(BURMESE TEA 番茶のようなもの)をとって飲用されることをおすすめします。

浴室の蛇口をひねったら、すぐ水を使わず、しばらく待って下さい。泥水や鉄錆の入った水が出ることがあります。この水は洗顔や歯磨きは構いませんが飲みこまないように注意して下さい。

バス又はシャワーも同様です。湯が出ないこともよくありますので御承知おき下さい。

お休みのときは、冷房を止める方が健康上よいと思います。つけ放しで寝るとよく風邪をひくことがあります。冷房のスイッチがこわれているときは電源コンセントを引抜いて止めて下さい。

室内にヤモリのような小型のトカゲが壁や天井にいることがありますが、全く無害なので心配はありません。

ホテル料金表 (ラングーン)

1984 10現在

SR. NO.	HOTELS	RATE US \$	
<u>Inya Lake Hotel</u>			
1 1.	Single	23	
2.	Superior Single (Double Room- Single Occupancy)	30	
3..	Double Room	33.50	Breakfast = \$2.50
4.	Junior Suite Single Occupancy	32.50	Lunch = \$4
	Double	39.50	Dinner = \$4
5.	Suite	63.50	
6.	Deluxe Suite	167	
7.	Apartment (3 rooms)	769	
	" (2 ")	673	
<u>Strand Hotel</u>			
1.	Economy Type (With fan and common bath)		
(a)	Single	11.50	
(b)	Double	14	
2.	Standard Type (Air condition & Shower)		
(a)	Single	17.50	
(b)	Double	21	Breakfast = depends on
3.	Superior Single (With air condition & bath room)		Lunch = the dollar
(a)	Single	23	Dinner = rate
(b)	Double	26.50	
4.	Junior Suite		
(a)	Single	34.50	
(b)	Double	34.50	
5.	Suite	52.50	
<u>Thanada Hotel</u>			
1.	Single	16.50	Breakfast = \$3.30
2.	Double	22	Lunch = \$4
3.	Twin	25.30	Dinner = \$4
4.	Junior Suite	30.80	
<u>Kandawgyi Hotel</u>			
1.(a)	Single (Lake Side)	17.50	
(b)	Single (Road Side)	15.50	Breakfast = \$2.30
2.(a)	Double (Lake Side)	21	Lunch = \$5
(b)	Double (Road Side)	17.50	Dinner = \$5
3.	Junior Suite (Lake Side)	29	

REMARK: ALL THE ABOVE ROOM RATES ARE EXCLUSIVE OF 10% SERVICE CHARGE (10% サービス料が含まれます。)

第4章 到着時手続き

(1) 滞在許可延長

(2) 身分証明書

(3) 在留届

(4) 着任届

(5) 荷物引取り

第4章 到着時手続き

(1) 滞在許可延長〔様式4-1〕

通常、入国に際しては到着日を含めて、8日間の入国ビザしか発給されないため、到着後直ちに滞在許可の延長を申請して下さい。手続には約1カ月位かかります。

(添付必要書類 パスポート、写真3枚)

(2) 身分証明書

ビルマでは、外国人が日常生活で身分証明書の提示を求められることはまずありませんが、空港内への立ち入り、国内旅行時には必要です。写真4枚を添えて所属先担当者に身分証明書の発給手続を頼んで下さい。

(3) 在留届〔様式4-2〕

ビルマに3ヶ月以上滞在する邦人は日本大使館に在留届を提出することとなっています。着任後、大使館、JICA事務所へ挨拶に行く際、大使館の受付で用紙をもらい、記入・捺印(赴任に際しては認印を持参すること。)して提出して下さい。この際写真2枚を添えて、身分証明書の発行も併せて頼んで下さい。

(4) 着任届〔様式4-3〕

JICA本部宛の着任報告です。使用済航空券控を添え、事務連絡にして、JICA事務所へ提出して下さい。

THE SOCIALIST REPUBLIC OF THE UNION OF BURMA
REGISTRATION DEPARTMENT
APPLICATION FORM FOR STAY
PERMIT

I, the undersigned, beg to apply for a Stay Permit valid ^{for} 12 months from the 18-7-1983 the ^{particulars} _{respective} particulars are given below:-

1. Name (In block letters) Taro Kokusai
2. Father's name Takeshi Kokusai
3. Place of birth Japan
4. Nationality Japanese
5. Foreigner Registration Certificate No. and date
6. Age 33
7. Visible marks of identification
8. Occupation / Profession Columbo Plan Expert
9. Address in the country where the applicant ^{present} resides c/o Japan International Cooperation Agency
10. Address in Burma c/o Embassy of Japan
11. Reason why a Stay Permit is applied for Official duty
12. Passport No. and date B1158020 1-7-1983
13. Date of expiry of Passport On Return to Japan
14. Entry visa or Immigration Permit No. and date 8212-b
10 Issuing authority Portugese Embassy
15. Date of first arrival in Burma 10-7-1983
16. Return Visa (if any) { No. _____
Date _____
Validity _____
17. State period of previous residence in Burma with if any _____

I HEREBY CERTIFY THAT the particulars above are True and that the signature subscribed below is my signature and I know that I am liable to be prosecuted of any if the particulars furnished if found to be false. I also submit herewith two of my photograph (passport size.)

Date..... 10-7-1983

Signature,
T. Kokusai

NOTE:-- Separate applications should be submitted for each person over seven years of age. In the case of minors, the parents, etc, or guaranter should submit the applications on behalf of the minors.

[様式 4-3]

昭和 年 月 日

国際協力事業団総裁 殿

専門家名

①

着 任 届

1. 飛行便名 月 日 東 京 - バンコック
月 日 バンコック - ラングーン

2. 随伴家族氏名

3. 使用済航空券 別 添

(5) 荷物引取り

① コロンボプラン専門家の特権

ビルマでは、輸入品に対し関税がかけられるのが原則ですが、コロンボプラン専門家には生活用品を無税で輸入することが認められています。ただ時期に制限があつて、車は赴任後1年以内、その他の衣類・電気製品・食料品などは赴任後3ヶ月以内にビルマに到着している必要があります。なお食料品に限っては別途 Foreign Economic Relations Department (F.E.R.D.) の事前許可を取ればこの制限を受けません。

② Bill of Lading 等の準備

引取手続を開始するためには、荷送の場合 Bill of Lading (B/L 船荷証券) パッキングリスト、インボイスが必要です。日本を発つ前にこれらが入手できれば勿論よいのですが、船便の関係等で無理な場合、陸路・迅速な方法——来極する人に託送する、書留でプロジェクトで開設している私書箱宛、あるいは在ビルマ日本大使館気付での送付等のいづれかを選んで下さい。ビルマでの現住所、あるいは所属先気付での送付はお勧めできません。

③ 免税申請書の提出 (様式5-1)

B/L 等が揃いましたら、コピー5部をつけて、免税申請書を所属先に提出して下さい。

引取の遅延は生活設営の不便のみならず、港での破損・木橋・盗難・保管料の問題にもつながりますので迅速な引取につき所属先と十分打合せをして下さい。免税を許可する権限をもっている F.E.R.D. の担当者に挨拶に行くことも必要かもしれません。

④ 荷物の引取り

B/L 等が揃った段階で、荷物引取りのエージェントと船の到着日、港の混雑状況も含めて引取りのための段取りの話を進めます。

F.E.R.D. の許可が下りたら、書類一式をエージェントに渡し、税関手

続を行います。この際各種プレゼントが有効です。

- ⑤ 荷物が届いたらすぐに内容を点検し、盗難・破損がないか調べます。損害があれば保険求償をします。保管料・各種手数料を支払うと一式書類が戻ってきます。このうちBill of Entry（輸入証明）は、帰国時に荷物を日本に送り返す際不可欠の書類ですから大切に保管して下さい。

APPLICATION FOR EXEMPTION OF CUSTOM DUTY AND SALES TAX FOR
GOODS IMPORTED BY EXPERTS EMPLOYED UNDER COLOMBO PLAN

To: The Director General,
Foreign Economic Relations Department,
Ministry of Planning and Finance,
R a n g o o n.

From: Name of Expert : *Toku Kokusan*
Designation : COLOMBO PLAN EXPERT
Department (attached to) : CONSTRUCTION CORPORATION

Subject: Exemption from Import Duties and Sales Taxes on
Imports of Goods made under Ministry of Finance
and Revenue Memorandum No.63 Ba Ka 64 (549/63),
dated 28.1.64 and (Land and Commercial Taxes Branch)
Notification No.319 dated the 7th, July 1956 and
exemption from Import Registration and Permission to
import made under Ministry of Trade Development Memo-
randum No.16 Kta Kha 56 (189), dated 2nd, June 1956.

Item (Description)	Quantity	CIF/FOB Value Kyats/JY	From where Consigned
USED HOUSEHOLDS	2 (TWO) CODEN	F.O.B. JY	JAPAN
GOODS (PERSONAL EFFECTS)	CASES (AS PER ATTACHED LIST)	541,700.-	

Certified that the goods are for the bona-fide official/per-
sonal use of myself/my dependents in Burma/
Department, and that no remittance of foreign exchange is involved
and the goods will not be sold or exchanged for other goods or
given on hire without the prior consent of the Government of the
Socialist Republic of the Union of Burma.

Signature : *T. Kokusan*

Designation : COLOMBO PLAN EXPERT
CONSTRUCTION CORPO-

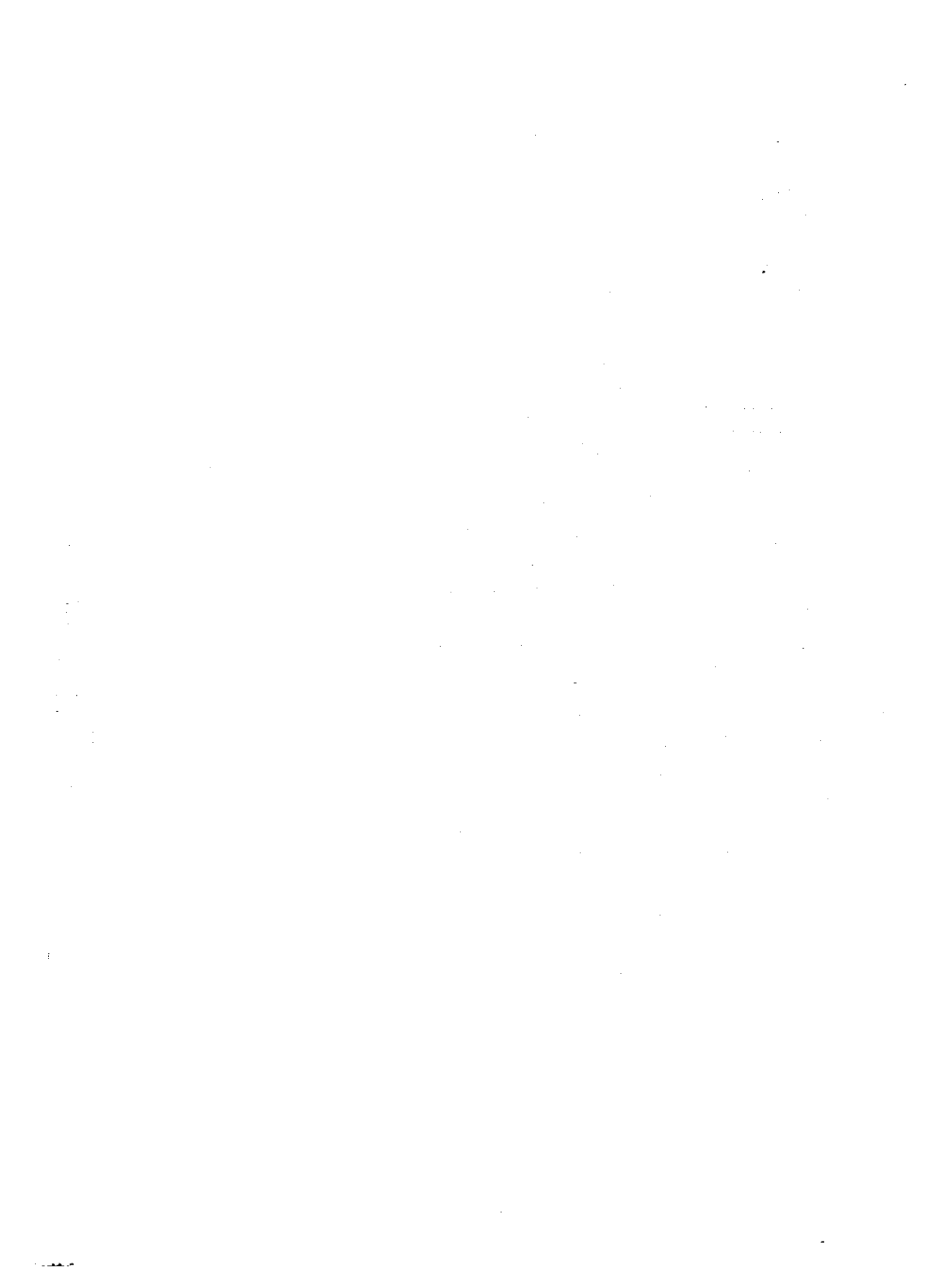
Department : RATION, RANGOON.

Date : 9th, JANUARY 1964.

R a n g o o n, B u r m a.

第5章 住宅借上げ

- (1) ラングーンの住宅概要
- (2) 家探しに出かける前に
- (3) 家探し
- (4) 交渉時の注意
- (5) 交渉時の修理・注文例
- (6) 住宅認定申請から住居手当額入金まで
- (7) ホテル
- (8) 住居のチェックポイント



第5章 住宅借上げ

(i) ラングーンの住宅概要

ラングーンでの家探しはだんだん難しくなっています。レンガ、セメントの購入はヤミ以外は難しく、政府価格の5～7倍するため、一部の政府高官以外は家を建てられない状況にあり、しかも、外国援助が増加して来ており、外国人が多く流入していることもあり、家賃をおしあげております。

住宅は英国植民地時代、すなわち30年前に建てられたものと、最近に建てられたものと、2つに分けられ、昔の家の方が一般に庭は広く、天井は高く涼しく広々としておりますが、屋根の雨もり、床のいたみ等があります。一方最近建てられたものは建築材料不足から日本と同じ様に天井が低く、夏季には非常に暑くなります。クーラーが必要になります。

家具付住宅等はほとんど無く、冷蔵庫、温水器等の設備もありません。

日本人が人居している地域は INYA ROAD、WINDERMERE ROAD、GOLDEN VALLEY、PROME ROAD、UNIVERSITY AVENUE などの住宅地が多いですが、水の良好なのは INYA ROAD 地区内の井戸のある家といわれております。

契約期間は1年で4,000KS～5,500KS/月であります。次の年は500KS～1,000KS程度/月値上がりするようです。住宅を探すためには、通常赴任後入居までに最低1ヶ月～長くなると半年程度要します。契約時、家主によっては、家屋内外の塗装、フェンスの修理等を負担しない場合もあり、事前に確認をしておく必要があります。

家探しのコツ

家を選ぶ基準は、一に水、二に電気(三相)、三にセキュリティ(安全)、四に家主、五・六がなく、七に家と庭はほどほどに、といわれているように、ビルマでは生活するためには水の確保が最重要であるといわれておりま

す。日本における家選びと異なっている点に気をつけて下さい。

(2) 家探しに出かける前に

先任の専門家、知人やJICA事務所からあらかじめ家探しのノウハウを聞いておくことが大切です。他の専門家等知人の家も見せてもらい、長所、短所など、奥さんの意見を聞くことも参考になります。仕事の都合のつく範囲で、2～3日家探しに専念することも得策です。すべての希望を満足する物件はありません。自分の考えをはっきりきめておいて、必要最低条件を満たすところで手をうつこともあるかもしれません。チェックポイントを書いたチェックシートを用意しておくといいでしょう。地図を用意しておいて、場所の見当をつけ、異なるブローカーに同じ場所につれていかれないように注意して下さい。

(3) 家探し

ブローカーにこちらの希望、条件を伝え、それに合う物件を紹介してもらいます。家探しはなるべく多くの物件を見た方が良いでしょう。20～50軒位は必要かもしれません。初回は知人といっしょに見て廻る方が得策です。卑近な例でいえば、女の子に一目惚れと同じで、表面づらでとびついては後で後悔をします。家主がいない場合が多く、庭番が錠をあけてくれることが多いので、良さそうな物件は、家主の電話番号などを聞いておくといいでしょう。

(4) 交渉時の注意

家主の人物、職業、金持ちかどうか調べることも必要です。例えば、家主が退職をして、金に困っている場合などは、住居の修理などはあまりやってくれないこともあるので注意した方が良いでしょう。家賃の額は、多少ふっかけて来るのが普通ですが、せいぜい10%位しかまけないようです。自分

の住宅手当限度額の90%以内におさまるようにして、家具、設備等の条件とからめて交渉します。額が決ったら、契約書はどちらが作成するのか決めます。契約内容については、こちらのベースでもっていきたいものです。住居の修理、改造はビルマでは資材が高く、不足しているので、家主が負担することはなかなか応じないですが、例えば、きれいにすると次も日本人が借りるだろう。日本人は清潔好きだから、家も汚れないし、床の上に靴で上らないので、床も痛まないという風に言うと効果的です。その他、電気、電話の領収書を見せてもらい、現在のメーターと比較して、未払い分が残っていないか確認します。

(5) 交渉時の修理・注文例

① 外郭、内装のペイント塗り直し

出来れば、サーバントクォーター（使用人部屋）、ガレージ等も塗るようにした方が良いでしょう。サーバントクォーターがきたないと虐待しているように思われるかもしれません。

② フェンスの修理

夜警を雇っていても、深夜2～4時頃、寝てしまうケースも多く、コソ泥を防ぐことが難しいので、フェンスは修理させておく良いでしょう。

③ 床の修理およびワックスがけ

古い家は白アリに食われたり、雨もりで腐ったり傷んだりしていることが多く、床の修理は入居以前に行なわせる必要があります。ワックスがけをしておく、と、アリがそのにおいをいやがり出て来ません。また特に雨期の直前には、家に上って来るので、巣の上にDDT等の粉状のものをまくと、アリを退治することが出来ます。

④ 水タンクの清掃

一般には水道から貯水する地中タンクと、そこからポンプアップして高架タンクに貯水する2段階をとります。この両方のタンクを清掃する必要

があります。

⑤ 汚水槽の清掃

汚水槽は数年間に1回は清掃しなければなりません。入居時には汚水槽のフタを開けて点検してみる必要があります。

(6) 住宅認定申請から住居手当額入金まで

それでは家が決まり、JICA本部から家賃を送ってもらうには、どのようにしたら良いかを、説明します。

① まず、家主との契約を締結します。契約書は資料5-1のとおり、家文を参考にして作成すると良いでしょう。

② 契約書の締結が終わったら、契約書の写しを取り、契約書の中に記載されている契約額、契約月日、契約期間などの重要な部分に赤い下線を引き、日本語で説明を加えて下さい。契約書は住居手当認定申請書に添付して、すみやかにJICA事務所を通じて、申請することです。住居手当認定申請書の記入要領は資料5-2を参考にすると良いでしょう。

③ JICA本部からは1ヶ月～2ヶ月程してビルマ外為銀行(MYANMA FOREIGN TRADE BANK 略称 M.F.T.B.) に住居手当額が送金されて来ます。M.F.T.B. を通じて家主に契約額が支払われた時点で、銀行から通知書(資料5-3)を入手し、家主より領収書(資料5-4)を入手して、JICA本部へ報告することになります。

(7) ホテル

ホテルは、インヤ・レイクホテル、ストランドホテル、タマダホテル、カンドーシホテルが外国人にとって一般的です。単身で短期間滞在する場合は、インヤ・レイクホテルのアpartメントが良いでしょう。その間取りは寝室と居間、台所、浴室兼トイレで、家賃は約670ドル～740ドル位です。サービス料10%が加算されます。缺点是車のガレージがなく、謔品、たとえ

ばワイパー、タイヤ、ガソリン等の盗難のおそれがありますので注意して下さい。

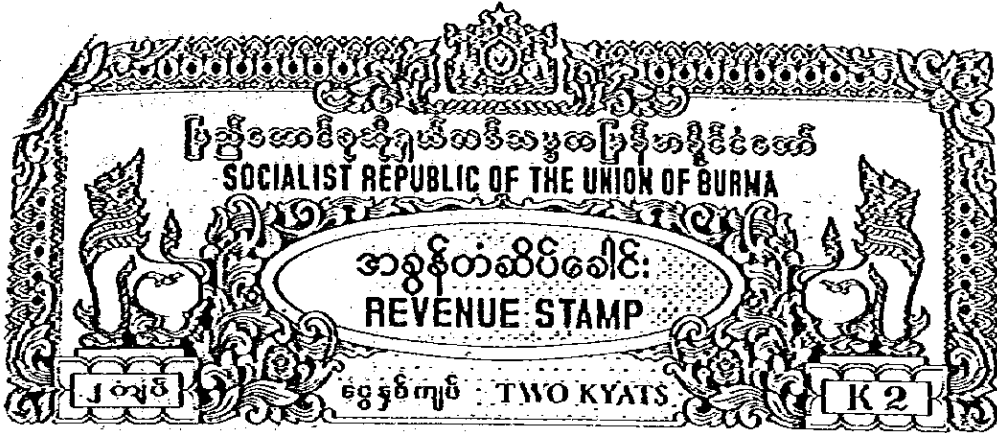
アパートメントの設備はクーラーのみで、冷蔵庫、台所用のヒーター等は持参もしくはレンタルする必要があります。コックをやとって、ホテルの食事とは別な食事をすることも出来るので便利です。部屋の清掃はホテル側の責任で行なってくれます。シャワーは温水がなかなか出ないようです。たまに褐色の水も出るようです。ただ部屋数は限られていますので、いつでも入居できるわけではありません。

(8) 住居のチェック・ポイント

住宅探しの際のチェック・ポイントを次に掲げておきます。参考にして下さい。

- ① 自分や家族の生活信条、生活スタイルとの関係
- ② 部屋数（最低3室が標準でしょう）
- ③ 採光
- ④ 環境（外国人住宅地は比較的問題はない）
- ⑤ 周辺（ビルマ人居住地域はハエ・カが多く盗難もあるようです）
- ⑥ 通勤
- ⑦ 通学
- ⑧ 買物（車を使用するので遠近は特に関係はない）
- ⑨ 友人・知人との居住距離
- ⑩ 高台（乾期は水道の水圧が低く水が出ないこともある）
- ⑪ 低地（雨期に、排水に難がおこりやすい）
- ⑫ 庭
- ⑬ フェンス（破れていないか）
- ⑭ 前居住者（日本人、ヨーロッパ系外国人は比較的トラブルは少ない）
- ⑮ 屋根（雨もりに注意、壁のしみで判断できる）

- ⑬ 壁
- ⑭ 鉄格子（間隔が広いと盗賊が入るおそれがある）
- ⑮ モスキートネット（網戸、破れていないか）
- ⑯ クーラー設置用穴
- ⑰ 天井の高さ（高い天井は涼しい）
- ⑱ 台所（明るく広いところが望ましい）
- ㉑ 食堂
- ㉒ ストアールーム
- ㉓ 居間（お客を招く機会の多い場合は大きい方がよい）
- ㉔ 浴室（温水器の設置場所を調べておくこと）
- ㉕ トイレ
- ㉖ サーバントクォーター（使用人部屋）
- ㉗ ガレージ
- ㉘ 水（水道か井戸水か）
- ㉙ 水槽（入居時に清掃されているか）
- ㉚ 電源（クーラー、冷蔵庫などのため3相の動力線が必要）
- ㉛ 電 圧
- ㉜ 屋内配線
- ㉝ 照明器具
- ㉞ 電 話
- ㉟ 熱源（電熱器、ケロシンオイル、炭が主である）
- ㊱ クーラー
- ㊲ 冷蔵庫
- ㊳ 浄水器（借りた家が良質の水の得られる場所に立地しているか否かに左右されるが、濁った水しか得られない家では浄水器は必需品である。また飲料水は煮沸して使用する。）



AGREEMENT OF LEASE

This Agreement is made at Rangoon, 17th day of May 1983 covering twelve months from 1st June 1983 to 31st May 1984 between U Mya Sein of 59 Mission Road, Rangoon (hereinafter referred to as the "LESSOR" the said owner, his heirs, legal representatives and assigns where the context so admits) of the ONE PART AND Mr. TARO HOKUSAI, Administrative and Technical Staff, Embassy of Japan, Rangoon (hereinafter referred to as the "LESSEE" which expression shall mean and include the said LESSEE, his heirs, legal representatives and assigns where the context so admits) of the OTHER PART:

WITNESSES that the parties hereto do mutually agree as follows:

The LESSOR hereby leases to the LESSEE the following described premises:

(i) all that single-storeyed building, (ii) 3 units servants quarters, (iii) one garage standing on and together with the surrounding land amounting to a total of 0.252 acres, known as No.12 (C) Inya Road, Rangoon.

2. The LESSEE hereby agrees to have and to hold the said premises solely for the domestic use of his family and not for any other purpose.

3. This instrument of lease shall take effect from 1st day of June 1983, and the LESSEE shall pay one year's rent in advance i.e. not later than 9th July 1983.
(契約租金支払期限)

4. The LESSOR further agrees to the following:

- (1) to pay all Municipal, District and Central Government taxes and assessments of public nature now or hereinafter levied upon the said premises;
- (2) to maintain and keep the existing plumbing, water supply, electric wiring, drainage and sewage facilities in good conditions; provides however the LESSOR shall not be responsible for failure of water supply due to failure of City Electric Supply System;

of the LESSEE, his heirs, legal representatives and assigns, the LESSEE shall be responsible for such repairs as may be necessary.

- (4) To review the Agreement upto the end of the month in which the LESSEE's recall or transfer occurs and to refund the LESSEE or LESSEE's legal representatives or assigns the amount of advance rent for the unutilized portion of the Agreement, in case LESSEE is recalled or transferred from Rangoon, Burma.

The LESSEE also further agrees to the following:

- (1) to pay the rent in its entirety 12 months in advance at a rate of K. 2,500 plus maintenance fee K. 2,000 altogether K.4,500/- (Kyats Four Thousand Five Hundred Only) per month;
- (2) to pay for all public utility services for the premises such as electricity and telephone services during the term of the lease;
- (3) not to break, damage, convert, or without the prior consent in writing of the LESSOR in any way, to alter the said premises and /or the LESSOR's fittings and fixtures therein;
- (4) to do such repairs as may be necessary in case of damages to the premises or to the LESSOR's fittings and fixtures arising from act of negligence of the LESSEE, his heirs, legal representatives and assigns;
- (5) to make proper use of air-compressor and water pump and protect them from being stolen;
- (6) not to assign or sub-let the said premises without the prior consent in writing of the LESSOR;
- (7) to give vacant possession of the said premises to the LESSOR upon termination of the lease;
- (8) to maintain the garden in good condition by employing a gardener;
- (9) to permit the duly authorised agents or representatives of the LESSOR to enter the premises at reasonable hours for the purpose of inspection and necessary repairs.

6. Wherever the said premises or any essential part thereof shall be destroyed by fire, earthquake, war, civil disturbances or any other force majeure this lease shall, in case of total destruction, immediately terminate, and in case of partial destruction, shall terminate at the option of the LESSEE upon giving notice in writing to the LESSOR within thirty days after such force majeure. Should the LESSEE elect to remain in premises rendered partially untenable, the LESSEE may claim a proportionate rebate or reduction of the rent, if the LESSOR fails or is unable to carry out necessary repairs to such premises within thirty days after such force majeure.

7. Upon the expiration or sooner determination of the lease, the parties agree to the following:

- (1) that the LESSEE shall have the right to remove every and all contents of unattached structures and also all moveable improvement, done by him, if any from the site and premises;
- (2) that the LESSEE shall be responsible to restore or return in good condition to the LESSOR all ceiling fans, ceiling and wall light fixtures, all moveable electric equipment and any other fixtures or furniture hereinafter mentioned in Schedule "A".
- (3) that in the event the LESSEE fails to carry out the restorations within a reasonable time after termination of the lease, the LESSOR is entitled to claim proper and just compensation.

SCHEDULE "A"

(To be appended to this document in the form of a memorandum)

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have hereunto subscribed their names as of the date first above written.

LESSOR
(業主)

LESSEE
(借受人)

U MYA SEIN

MR. TARO KOKUSAI
ADMINISTRATIVE AND
TECHNICAL STAFF,
EMBASSY OF JAPAN.

WITNESSES:
(立会人)

1.

2.

(様式第4号)

借上げ住宅 用
提供住宅

資料 5-2

申請年月日

昭和58年5月7日

担 当

参 課
(担当者)

(事業団で記入)

住居手当認定申請書

国際協力事業団 総 裁 殿

氏 名	国際太郎	扶養親族数	4人
任 国	ビルマ		
派遣期間	昭和57年4月9日～昭和60年4月8日		
専門家の号	3 号		

（住居手当を申請しない場合は、この申請書を切りとって返書を提出して下さい。）

借上げ提供住宅等の状況について別紙調書のとおり報告いたしますので、
住宅手当の認定をお願いいたします。

申請理由

- イ 住居決定 □ 契約更新 転 居
- ニ 家賃の改定 ホ その他()

証 明 書

昭和58年5月17日
 (職名・氏名)
 ランゲン事務所長
 武田慶一 自
 (事業団海外事務所・在外公館)

住 宅 調 書

(最終頁の記載上の注意を読んで正確に記入のこと。)

1 入 居 住 宅

1 住宅の種類 1.民間住宅の借上げ 2.任国政府等の提供住宅

2 住宅形態 ①.独立家屋 2.集合住宅(階建の 階) 3.ホテル 4.その他

3 契約月日 (任国政府等から提供された住宅の場合は記入不要。)

4 契約期間又は提供期間

5 入居月日

6 住 所
 (電話)

2 家賃等の状況 (本欄は任国政府等から提供された住宅の場合は記入不要。)

1 家賃(必ず領収書を添付のこと。)

月額家賃(現地通貨)	<input type="text" value="4500 Yen"/>
前払の必要性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合: / 年 月相当分

2 権利金・礼金等(家主に支払った権利金等で契約終了の際に返済されないものについて記入。必ず契約書の写等を添付のこと。)

内 訳	金 額(現地通貨)
なし	

3 車庫賃借料(住宅の一部に車庫の設備がない場合又は車庫の賃借料が家賃に含まれない場合に記入。必ず契約書の写等を添付のこと。)

契約期間：昭和 年 月 日～昭和 年 月 日 | 賃借料月額（現地通貨）

4. 設備賃借料及び購入費（設備を借上げた場合及び購入した場合に記入。必ず契約書の写し又は領収書を添付のこと。）

（現地通貨）
1Ks = 30円

内 容	借上げた場合		購入した場合		
	賃借料		購入費	付帯工事費	
台所設備	冷蔵庫		7,500Ks		
	電気オーブン		600Ks		
浴室設備		X			
便所設備		X			
冷・暖房設備	エア・コン		13,500Ks		
給電設備	トランス	X	150Ks		
給水設備		X			
			267,500Ks		
事業団記入	合計	(a)	(b)	(c)	(b) + (c)

※ 賃借料については、調理台、流し、冷蔵庫、レンジ、コンロ、オーブン等の加熱器具、冷房器具及び暖房器具を賃借したときのみ記入のこと。

N 通貨換算率 (賃貸契約締結日における交換率を記入のこと。)

(現地通貨)	(米 国 通 貨)	58 5 17 現在
7.8524K5=	1 ドル	

II 住宅等の状況 (契約更新等の場合で、前に住宅證書を提出しているときでも、必ず記入のこと。)

種 類	境 況 日照、騒音、 水はけ、周 圍の道路、 臭気、その他 安全衛生等 等の状況等	① 不良又は特記事項のある場合は、その内容を記すこと。 普通 不良		事 業 団 で 記 入
		住 宅 の 構 造	面 積	
住 宅 の 構 造	間取り等	寝 室	家数は (3) 室	
		台 所	(有) ・ 無)	
		食 事 室	(有) ・ 無)	
		居 間	(有) ・ 無)	
		浴 室	(有) ・ 無) 設備内容(あるものに○印) (給湯設備・シャワー・浴槽)	
		洗 面 所	(有) ・ 無)	
		便 所	有(水洗) ・ その他 > 其<状況: >	
		そ の 他 (あるもの に○印)	有(中浴室)・洗濯室・物置き・ベランダ ポーチ・その他 ()	
				計

付帯設備の状況	給水設備	(専用) 共用 (水道・自動井戸・手動井戸・その他) >>	
	給電設備	(配電) 自家発電・無	
	冷房設備	必要柱 (有・無) 設備 (有・無) 有く集中冷房・ルームクーラー・その他 >>	
	暖房設備	必要柱 (有・無) 設備 (有・無) 有く集中暖房・スチームエアコン・ストーブ・その他 >>	
	台所設備 (あるもの K・印)	(調理台・流し・レンジ・コンロ・オープン・冷蔵庫)	
電話	(有・無)		
			計

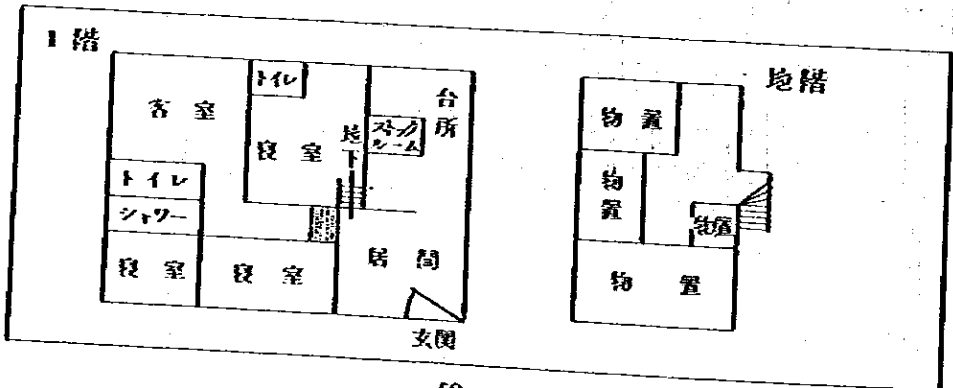
VI 家具の状況

種類	数量	種類	数量	種類	数量
長椅子	0	食卓	0	寝台及び寝台枠	0
肘掛椅子	0	食卓用椅子	0	たんす	0
小椅子	0	食器棚	1	鏡台	0
テーブル	0	机	0	ナイト・テーブル	0
小机テーブル	0	椅子	0		
約	1	本棚	0		

家具についてその状態等につき特記事項があれば、その内容を記すこと。

事業団で記入
点
差

間取り



PEOPLE'S BANK OF THE UNION OF BURMA, FOREIGN EXCHANGE DIVISION, 7, HUNTERSON ST., RANGOON 19
DEAR SIR, In accordance with details shown below we have DEBITED your account No. 961746

YOUR REF.	SAYIN/F.C.I.	CURRENCY	RATE	VALUE
		US \$ 6789 12	2.9539	IN. 54650

DETAILS P.O. forwarding to U Mya Sein

Charges Rs. 20/- debited to your Exp. Account U.S. \$ 20/-

To.

Mu T. KOKUSAI

[Signature]
Deputy Manager,
Account Section,
Foreign Exchange Division.

DEBIT ADVICE

S/F.C. 1
C.P. No. 3913 (U.S.G.) P.B. 8-10-70-5,000 B.M.-VI.

R E C E I P T

Date: 8.7.82

To:
Mr. T. KOKUSA
Embassy of Japan,
Rangoon.

Received the sum of Kyats 42000/-
(Kyats Forty Two Thousand Only) as a rental
of premises at 12(C) Inya Road, Rangoon,
occupied by Mr. KOKUSA for the period from
1st June 1982 to 31st May 1983.

Thanking you.

Mya Sein

(U MYA SEIN)

D/RGN. 006669

第6章 出国手続き（一時帰国等）

- (1) 出国申請
- (2) Dフォーム
- (3) リエントリー・ビザ
- (4) 航空券購入
- (5) 外貨購入

第6章 出国手続き（一時帰国等）

(1) 出国申請

ビルマに1ヶ月以上滞在している外国人が出国する場合、出国自体が許可事項になっています。まず所属先の出国申請書（Departure Form 以下Dフォームと略す）と写真3枚を提出します。この申請は原則として出国5週間以前に提出するよう求められています。出国が許可の対象である上に、書類は所属先→所轄省→F.E.R.D.→出入国管理局という長いルートをとるためです。緊急出国が必要な場合、例えば急病、日本国内での親族の死亡・危篤などには例外的措置がとられますが、それでも早くも2～3日はかかっています。

(2) Dフォーム

出国予定日は多少余裕をもって数日早めに記入されたほうがいいでしょう。

(3) Re-Entry Visa（再入国ビザ）

このビザは2通りの意味をもっています。1つは文字通り再入国するときの入国許可、もう1つは現在有効な滞在許可の留保です。再入国期限を過ぎるとこの両方とも無効になります。ですから申請の際には、再入国予定を多少遅めに申請した方がよいでしょう。それでも何らかの事情で再入国が遅れる場合には別途入国ビザ（エントリービザ）を在日ビルマ大使館で取得して下さい。

(4) 航空券購入

① 予約

ラングーンにはタイ航空（TG）とビルマ航空（BAC）2社のオフィスがあって予約・発券を行っています。しかし、日本のような旅行代理店は

ありませんので、足を運ばなければなりません。

② 支 払

a. 直接払 支払は全て外貨で行いますが、JICA専門家は手元には原則として外貨を所持していないので、ミャンマ外国銀行(M.F.T.B.)を通して送金することになります。手続は以下の通りです。

- 飛行機を予約する。
- M.F.T.B. に航空貨相当の Payment Order 2通を提出し、1通に Manager の Endorse をもらう。(1日必要)
- Dフォームを取得する。
- パスポート、Dフォームと一緒に Endorse された Payment Order を航空会社に提出し、発券を依頼する。(発券に半日必要)
- 予約の再確認を行う。

b. P.T.A. (Pre-Paid Ticket Advice)

一時帰国・任期終了帰国の際には通常JICA本部から航空券が直接航空会社のオフィスに送られてきます。これはP.T.A.と呼ばれており、これで予約・発券をします。

- まず帰国スケジュールを決め、TG、BAC どちらが発券を担当したらよいか確認の上、帰国1ヶ月半以上前にJICA本部へ帰国フライトスケジュールとPTA 送付先を連絡します。JICA本部ではこれを受けて手続を行い、手続終了を Telex で連絡してきます。
- パスポート持参で航空会社のP.T.A.のカウンターに行き、Pフォーム(Passage Form)を発行してもらう。
- PフォームをもってM.F.T.B.の Foreign Exchange Control Division へ行き、このP.T.A.がビルマ外貨に関係ない旨の証明書もらう。
- Dフォームの取得
- Dフォーム、証明書、パスポートを持って、航空会社PTAカウン

ターで発券を受ける。

● 予約の再確認

(5) 外貨購入

入国時に持ち込んだ外貨（USドルや円のトラベラーズチェックなど）は、両替するか、M.F.T.B.に預けるかして入国後6ヶ月以内にマネーフォームをゼロにしなければなりませんので、出国の際、手元に外貨がないことが通常です。したがって、外貨購入が必要になります。

まずM.F.T.B.の口座に外貨を預金しておくことが必要ですので、予め口座を開設している東京銀行バンコック支店にインストラクション・レターを送り同支店より必要金額がM.F.T.B.の口座へ入金されるよう手配しておいて下さい。

外貨の購入は申込書にパスポート・航空券・Dフォームを添えて、外貨購入カウンターへ提出します。トラベラーズチェックはいつでも買えますが、ドルの現金は銀行側の手持がないことがあります。購入する際パスポートに記録されますので確認して下さい。

1. What is the main purpose of the text?

2. What is the author's attitude towards the topic?

3. What are the main points of the text?

4. What is the conclusion?

5. What is the author's main message?

6. What is the author's main argument?

7. What is the author's main evidence?

8. What is the author's main conclusion?

9. What is the author's main recommendation?

10. What is the author's main warning?

11. What is the author's main advice?

12. What is the author's main suggestion?

13. What is the author's main opinion?

14. What is the author's main belief?

15. What is the author's main feeling?

16. What is the author's main emotion?

17. What is the author's main attitude?

18. What is the author's main tone?

19. What is the author's main style?

20. What is the author's main genre?

21. What is the author's main subject?

22. What is the author's main topic?

23. What is the author's main theme?

24. What is the author's main message?

25. What is the author's main conclusion?

第7章 車

- (1) 引 取 り
- (2) 強制保険加入
- (3) 車 検 証
- (4) ガソリンブック
- (5) 車検の更新
- (6) 車 の 保 険
- (7) 免 許 証
- (8) 交通事故対策



第7章 車

(1) 引 取 り

輸入手続が完了したら書類一式と車の写真(正面・側面各1枚)を添えて Motor Vehicle Department (38 Barr Street, Rangoon) に仮ナンバープレートの申請をします。(2~3日かかります。)仮ナンバーを受領したら港へ行き車を引取ります。

(2) 強制保険加入

Myanma Insurance Corporation (163-167 Pansodan street, tel 84166) で強制保険の申込書をもらい、所定事項を記入の上、保険料を M.F.T.B.で振込み、その振込証とともに上記保険会社へ申込みます。

(3) 車 検 証

強制保険手続が終わったら、その証明書をもって Motor Vehicle Department に本ナンバーと車検証の発給を申請します。

以上の手続が終了すると車検証、車検シール(車のフロントガラスに貼りつける)、本ナンバー(番号のみが決められ、実際のプレートはプレート屋で作る)を受け取れます。車検の有効期間は1年ですから更新を忘れないで下さい。

(4) ガソリンブック

ビルマではガソリンは配給制で、特定のスタンドからしか給油できません。その際ガソリンブックが必要になります。

車検証を受領する際、併せてガソリンブック用の証明書が発行されます。これに居住証明書をつけて Myanma Oil Corporation に申請します。通常2~3週間かかります。またガソリンブックの有効期限も1年です。

* まず住所地の local people's Council へ使用人等を連れて証明をもらい、次に township people's Council で endorse してもらいます。

(5) 車検の更新

期限切れ1ヶ月前になったらまず強制保険料を払い、次いで Motor Vehicle Department とアポイントをとって車のチェック^{*}をしてもらいます。通常問題なく更新されます。

* 日本のような詳細なチェックは行われぬ。

(6) 車の保険

① 賠償責任の転嫁

まず最初に理解していただきたいのは、ビルマの保険制度は日本のそれとは随分異なることです。日本では事故が起きた場合、加害者に賠償責任が生じ、その全額あるいは一部を保険会社が代って支払います。一方ビルマでは賠償責任は当初から保険会社に帰属しますので、この点で加害者は賠償の当事者ではありません。ですから保険にさえ入っていれば万が一事故を起しても全て保険会社に委せればよい制度となっているわけです。

② 任意自動車保険

本章の(2)で述べた強制保険の他に、任意保険もあります。こちらの方が守備範囲が広いので加入することをお勧めします。要領は次の通りです。

- a. 保険会社 Myanmar Insurance Corporation (強制保険と同じ)
- b. 賠償範囲 強制保険の対人・対物に加え、対車輛・自己の車の損害もカバーします。
- c. 保険料 いろいろオプションがありますが、だいたい250~350チャットです。
- d. 手続 オプションを決めて申込書を作成、日時を決めて車をチェックし、保険料は現金で支払います。

(7) 免許証

ビルマではビルマの免許証しか通用しません。その取得方法をケース毎に説明します。

- ① 国際免許から 写真3枚をつけて Motor Vehicle Dept. へ申請
- ② 日本の免許証から 主要部分(氏名・年令・免許の種類・有効期限等)を英訳した文書を免許証の写しに添付して申請(特に翻訳証明は求められていない。)
- ③ ビルマでの免許取得 (比較的容易である)
 - a. 年令18才以上
 - b. まず仮免許(learners licence)をMotor Vehicle Dept. へ申請
写真2枚必要
 - c. 1ヶ月後に本試験(実技と学科)
なお、免許証は2年間有効です。

(8) 交通事故対策

- ① 事故に遭ったらまず運転免許証・身分証明書などで相手の身元を確認します。

次いで警察に連絡して事故調書をつくってもらい、この調書を保険会社へ出して保険金を請求します。自分が被害者の場合はこれで終わりです。しかし補償金額はあまり期待しないほうがいいでしょう。(因みに最高限度は人身事故で1万チャット、物損事故で3万チャットです。)加害者の場合は保険会社委せです。

- ② 事故で加害者になったときには民事賠償に加え、行政罰・刑事罰の心配をしなければなりません。日本の道路交通法及び刑法と同じように事故の程度で罰金・懲役刑があり、これ以外に行政罰としての免許停止・取消処分があります。

アドバイスとしてはできるだけ専門家やその家族は運転しないこと。スピードを出さず安全運転に徹することです。

なお使用人のドライバーが事故を起しても、日本でいう使用者の両罰規定はありません。

- ③ 損害が軽微な場合、事故の刑事々件化を避けるため、警察には連絡せず、いわゆる「示談」で済ます方がよいこともあります。その要件としては
- a. 被害・加害関係がはっきりしている。(例えば赤信号待ちの車への追突)
 - b. 当事者の身元がはっきりしている。
 - c. 加害者に十分な資力がある。(例えば治療費・修理費の概算分を予め受け渡すことができる)
 - d. 損害の範囲がはっきりしている。
 - e. 加害者が全面的に非を認め、全損害を賠償する旨の示談書を差し入れている。

第8章 日常手続き

(1) 銀行

(2) 郵便

(3) 電話

(4) 病院

(5) ディプロマティック・ショップ

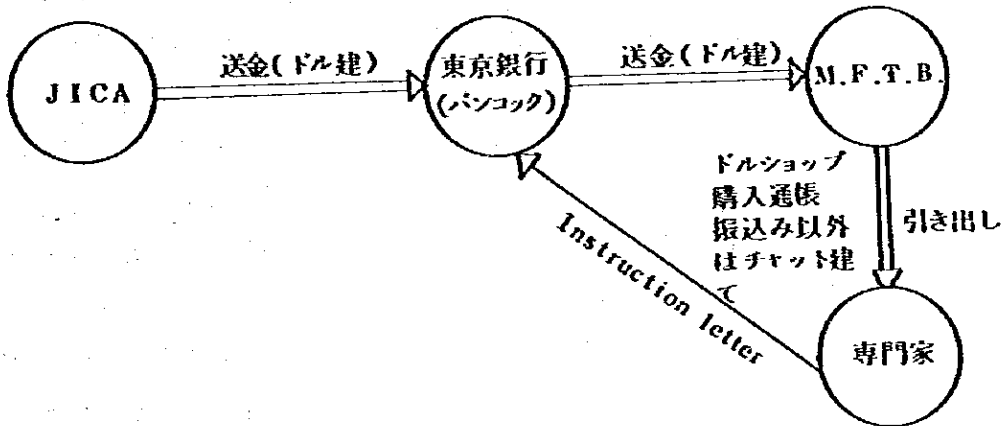
(6) 電話

第8章 日常手続き

(1) 銀行

① JICAからの送金

長期の専門家の場合、毎月の派遣手当は、JICAよりドル建てで、銀行送金されることとなります。従って、専門家は銀行口座の開設が必要になります。現在、ビルマ派遣専門家は、一般にバンコックの東京銀行に口座を開設し、ここに送金してもらい、またラングーンのホテルビルマ外為銀行(MYANMA FOREIGN TRADE BANK)にも外貨口座を開設しておき、必要に応じて、バンコックより送金し、ラングーンで引き出すという手続きをとっています。これらの諸手続については、以下詳しく述べますが、その一般的な流れを示すと、次の図のようになります。



② 銀行口座の開設

a. 東京銀行バンコック支店 (Bank of Tokyo, Bangkok Office)

住 所 Thaniya Bdg. 62 Silom Rd, Bangkok
(P.O. Box 502 Bangkok, Thailand)

電 話 233-0790~8

営業時間 平日 8時 30分 ~ 16時 30分 (土、日、祝祭日は休日)

ラングーンに赴任する際、通常バンコックに一泊することになるので、翌日東京銀行バンコック支店に直接でむき、口座を開設することをおすすめします。または出国前に日本で、またはラングーンに到着した後、手紙により口座を開くことも可能ですが、前者にくらべて時間がかかります。口座は米因ドル建ての次の2種類を開設します。

○普通預金口座 (Special Current Deposit Account)

○当座預金口座 (Checking Current Account)

開設時には、普通預金に\$100、当座預金に\$1,000程度入れておくのが普通ですが、もちろん額は自由です。

なお、当座預金口座開設時には revenue stamp 代として小切手帳1冊当り50パーツが必要になります。またこの時の住所は、

c/o Embassy of Japan

4/100, Natmawk Road,

Rangoon, Burma

としておくことをおすすめします。ビルマ政府担当公社等を宛先に指名すると通知の入手がおくれる等不都合が多くなります。

開設手続きは約1時間程度で済み、普通預金通帳と小切手帳を交付されます。

なお、この時JICA専門家としてビルマに赴任する事を事前に説明すると、相手がよく理解してくれ、その後の手続きがうまく進むようです。公用旅券以外にも身分を明らかにするもの(JICAからの派遣証明書等)を示せば役に立つことがあります。

b. Myanmar Foreign Trade Bank (M.F.T.B.)

住 所 3rd Floor, Thein-gyi-ze, C Block, Shwe Dagon
Pagoda Rd.

電 話 84911

業務時間 10:00 ~ 14:00 (平日)

ビルマ国内では、もちろん米ドルその他一切の外貨は使えないので、ビルマの通貨に換金しなければなりません。外国人の国外からの送金は全てこの銀行が取り扱っているので、この銀行にも普通預金口座を開かなければならないことになります。

口座開設には、それぞれの専門家の受入れ先（カウンターパートとなる省庁、又は公社）の発行する証明書を持参するとともに、そのスタッフ又は事情に詳しい人に同行してもらう必要があります。

ここでは預金通帳はくれず、定期的に残高を知らせて来るだけです。

自分の残高を知りたい場合は電話で問合せるか、直接銀行で台帳を閲覧することです。

なお、同時にディプロマティック・ストア用の通帳（Foreign Exchange Utilization Card）も作る必要があります。これには受入れ先の公社等の発行するレターと計画財務省発行の物品購入許可証及び写真が必要です。これでJICA専門家は外交官向けの免税物価で輸入品を購入することができるようになります。

③ 送金および引き出し

JICAからの送金は東京銀行バンコック支店の普通預金口座に毎月振り込まれます。（JICAおよび東京銀行からの通知がきます。）この口座より、M. F. T. B. の普通預金口座に移し（取り寄せ）て、引き出せば良いのです。

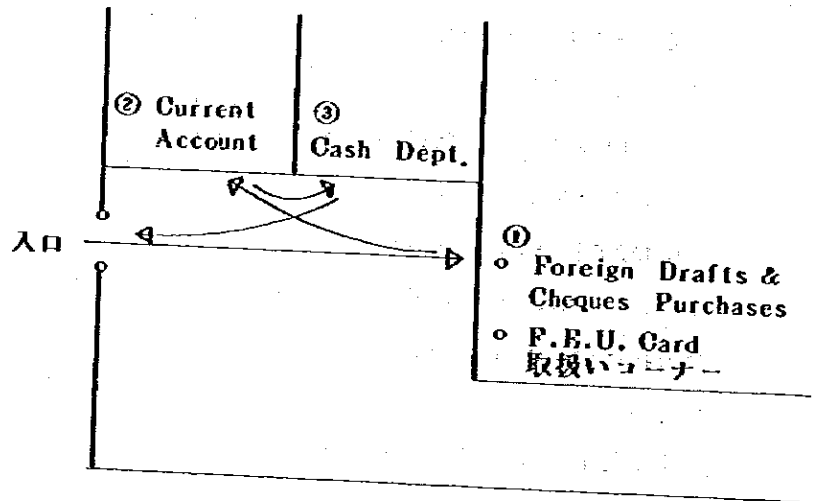
通常、次のような手続きをとっております。

- a. 必要な金額を東京銀行バンコック支店の普通預金口座より当座預金口座に振替えるよう事前に同支店あて Instruction Letter（書式 8-1）を送る。
- b. ビルマ国内において小切手を切る。
- c. この小切手を M. F. T. B. に持参し、小切手を買取ってもらう。このお金は書式 8-2 に示すように、現金で受取ることも、普通預金または

ディプロマティック・ストアの通帳 (F.E.U. Card) に入れることも Payment Order を出すことも自由に選択することができます。

M.F.T.B. の諸手続は、通常 1 時間程度かかるので、早朝か又は午後 1:30 ごろ行くことをおすすめします。また、月末は混雑するので避けた方がよいです。

d. M.F.T.B. 内の手順



- ① Foreign Drafts & Cheques Purchases の窓口で、小切手と、書式 8-2 の書類を提出し、書式 8-3 の申込み用紙をもらい必要事項を記入し提出しておいて、呼ばれるまで待ちます。手続きが済むと、領収書にサインすることになります。
- ② 2 枚書類をくれるので (1 枚は書式 8-4 のような明細)、これを Current Account の窓口へ持って行きます。順番待ちのメダルをくれます。
- ③ Cash Department の窓口でメダルと引き換えに現金を受取ります。

Date _____

(Bank's Ref. No. _____)

To: The Bank of Tokyo, Ltd.
Bangkok Office.

INSTRUCTION LETTER NO. _____

In spite of your Current Account Agreement/Special Current Deposit Agreement, I/we hereby ask you to execute my/our following instruction(s). I/We hereby confirm that if my/our said account with you shows insufficient funds, you can stop the execution without any prior notice to me/us but please inform me/us of the matter through your Representative in Rangoon. Also I/we confirm that I/we will take responsibilities should any damage or trouble happen in future regarding the transaction(s).

INSTRUCTION

Please debit my/our A/C No. _____ with you without my/our withdrawal slip/cheque and perform the following transaction(s):

1. REMITTANCE (by Mail/Cable)

Amount :
on (Paying Bank) :
Account No. :
Payee's Name :
Payee's Address :

2. TRANSFER

Amount :
Account No. :
Payee's Name :

Thank you with regards,

Applicant _____
(registered signature)

Name _____
(in block letter)

Address _____

Telephone No. _____

The Manager,
Myanma Foreign Trade Bank,
Rangoon.

Date.....

Dear Sir,

Please purchase the attached cheque No.
dated..... USDs. (Say
drawn on The Bank of Tokyo, Bangkok Office.
drawn by myself

- (1) Pay the proceeds to me in Kyats
- (2) Issue Payment Order in favour of
- (3) Transfer to my FC A/C No.
- (4) Replenish my E.E.U. Card No.
- (5) Remit to.....

I hereby indemnify you against any loss that may arise should the above Cheque be dishonoured.

Yours faithfully,

Counter signed:

K. Yokoyama
Japanese Expert
Bridge Engineering Training Centre.

The Manager,
Myanmar Foreign Trade Bank,
Rangoon.

Date.. August 7th, 1982

Dear Sir,

Please purchase the attached cheque No. D2 558954
dated August 2nd, 1982 ... USDs. 1,000.- ... (Say One Thousand
Only
drawn on The Bank of Tokyo, Bangkok Office.
drawn by myself

- (1) Pay the proceeds to me in Kyats for US\$ 200.-
- (2) Issue Payment Order in favour of
- (3) Transfer to my FC A/C No.
- (4) Replenish my F.F.U. Card No. NC 200 for US\$ 300
- (5) Remit to...

I hereby indemnify you against any loss that may arise should
the above Cheque be dishonoured.

Yours faithfully,

K. Yokoyama
E. Kojima


Japanese Export
Bridge Engineering Training Centre.

Counter signed:

DZ No. 558954 9% No. 6637

August 2nd 1982

No. 4

 THE BANK OF TOKYO, LTD.

BANKING OFFICE
MARUYA BLDG. 2F, 3-10M KOBE, HONGKONG
TOKYO

APPROVED BY THE
MANAGING DIRECTOR
ON BEHALF OF THE BANK

COPY

PAY AGAINST THIS CHEQUE TO Myama Foreign Trade Bank
U.S. DOLLARS One Thousand only

U.S. \$ 1,000.00

K. Y. Koyama



FORM C

DECLARATION FORM TO BE COMPLETED BY PERSONS OR FIRMS RECEIVING FOREIGN EXCHANGE REMITTANCES FROM ABROAD

If We hereby declare that for the purpose stated below we have received payment of (金額)

(in figures) Amount and Currency (in words)

I. Person

Name of Remitting Bank Bank of Tokyo
 Address Bangkok
 Name of Remitter K. YOKOYAMA.
 Address % Construction Corporation

PURPOSE OF REMITTANCE

Personal Expenditures

NOTE.—Full details must be furnished in the space provided above. In the case of remittance of sale proceeds of securities, the name of the purchaser of the securities, their description and date (s) of sale must be given.

Name of Declarant K. YOKOYAMA.
 Nationality Japanese
 Address % Construction Corporation
 NRC/ERC No. B1170543
 Signature K. Yokoyama.

I have seen and verified the relevant documents evidencing the fulfilment of the above declaration and the truthfulness of the above signature.

For and on behalf of the Myanmar Foreign Trade Bank, Rangoon.

To be filed by the Myanmar Foreign Trade Bank.

Amount		Remittance		
Kyats	Pyas	Day	Month	Year

To be filed by the Myanmar Foreign Trade Bank, Rangoon.

Serial No.	Type of Form	Receipt	B/L Date		Currency and Country	Purpose	Agency	Commodity
			Month	Year				

Filed by _____

Checked by _____

MEMORANDUM

FROM

MAXIMA FOREIGN TRAVEL BANK
RANGOON

Telephone No. 15911

To Mr. K. Yokoyama

Rangoon

No. 4010sp 4012/82

Dated, the 11 1982

Your sale of Travellers Cheque

For the amount US\$ 700 79399 5557.90

Commission @

Postage charge 3.00

 5554.93

Received Emb/Cheque
Details on bank account

Paid in Cash/Cheque
Credited to Your Account

T.A.L. (2059)
F. 243

P.P.O. - No. 102183 N.P.T.R 11.7.78 - 0600 - V.

[Signature]

Assistant Manager,
Travel Section,
Maxima Foreign Travel Bank.

(2) 郵 便

① 一般的な注意事項

ビルマの郵便事情は、日本などと異なって、非常に悪いと言われてい
ます。日本からの航空便は通常、ラングーンには1週間～10日間かかって
到着しますが、着かないものもあるようです。郵便物の中味は全てチェッ
クされていると考えた方がよく、特に手紙以外のものを同封すると到着し
ない可能性が多くなります。

ビルマから日本へ発信する場合は、重要な書類は、コピーをとり、書留
にして送るか、または、帰国する人に持参してもらうことをおすすめしま
す。また、手紙には必ず日付および番号を付し、互いに到着を常に確認し
ておくことが大切です。(日本に持ち帰って投函してもらうために、日本の
切手(40円、60円、70円)、封筒をあらかじめ持参すると便利です。

また、日本から郵便小包などで食料品などを送ると、かなり高額の関税
をかけられるおそれがある事を十分知っておかねばなりません。

② 郵便物の受取り

日本を出発する前のビルマへの連絡先としては、プロジェクト関連で郵
便私書箱を設けている場合などしっかりとした連絡先がある場合以外、全
て在ビルマ日本大使館気付とした方が確実です。

(65) Mr. TARO KOKUSAI (JICA)

c/o Embassy of Japan

100 Natmank Road, Rangoon, BURMA

この場合、日本大使館内のJICA事務所に郵便物がとどけられます。住
所を宛先とした場合には一応配達してくれますが、JICA専門家の場合に
は大使館気付とすることをおすすめします。

書留、あるいは郵便小包の場合には中央郵便局止めとなり、郵便物が到
着した旨のメモが送られてくるので、これを持参して郵便局に引き取りに
行かねばなりません。

〔具体的な受取り手続き〕

- ① 郵便物が到着した旨の intimation letter が送られて来る。
 - ② この通知書と ID card (身分証明書) とお金を持参し、中央郵便局 (Strand Hotel の近く、下記所在地) に行く。
 - ③ 郵便局受付で通知書を見せて、窓口へ提出します。
 - ④ 必要な手続きをして、お金を払い (必要の場合) 郵便物を受け取ります。
- ③ 郵便物の発送

中央郵便局、または近くの郵便局へ持参する。紛失してはこまるものは必ず書留にすることです。

・中央郵便局 (General Post Office) TEL 85499

Corner of Strand Rd. & Bo Aung Kyaw St.

・Rangoon University Post Office TEL 30313

Corner of Adipadi Rd. and University Av.

・Shwegondine Post Office TEL 50843

No. 60, Kochin Rd.

また、郵便局の営業時間は 9:30-16:30 です。

- ④ エア・メール料金は日本宛で、書状 200~250 チャット、はがき 150 チャットです。切手はホテルのレセプションや各郵便局で売っています。

(3) 電 話

① 新規設置

専門家の新しい住宅に電話がない場合には新規に設置することになりますが、通常申請してから設置までに非常に時間がかかります。JICA 専門家の場合、受入れ先 (カウンターパートの省庁又は公社) に要請し、そこから電話局に申し込みをしてもらうこととなります。約 1ヶ月以内に設置してもらえれば幸運と考えるべきです。

② 国際電話

“131” をダイヤルし、交換手に申込みます。日本との時差（2時間30分、日本の方が早い）に注意することです。また通話料金は次のとおりです。

Personal call	（指名通話）3分間	157.50チャット
Station call	（番号通話）	94.50チャット
	追加1分間	31.50チャット

③ 電話料金

電話料金は、郵便事情の関係で請求書が送られてくる場合もありますが送られてこないときは、電話局に出かけてゆき、自分の電話番号を言って、料金を教えてもらい、支払いをする必要があります。なお、請求書到着以降1週間以内に払込みをしない場合、電話線をカットされ、罰金をとられることがありますので、注意して下さい。

電話局所在地は次のとおりです。

Post and Telecommunications Corporation

No. 43, Bo Aung Kyaw St.

(Corner of Maha Bandoola and Maung Tawlay St.)

Tel : 81522

営業時間：9：30～10：30 （平日）

④ 電話の故障

“102” 番へ申し込みます。一般に修理人が来るまで、うまく行って1～2日かかります。早く修復を望む向きは自らもよりの電話修理事務所へ行って、修理人を車であつてくることを、おすすめします。

(4) 病 院

① 一般的な注意事項

ビルマにおける医療事情は、あまり良くありません。したがって、専門

家や家族は日本出発前に処置、治療が必要な場合は手当を受け、個人の健康状態にあわせて、薬など十分に準備しておく必要があります。

② 病院および医師

㊦ Diplomatic Hospital (Kandawgyi Clinic)

Tel 50149 (Natmauk Rd.)

外国人専用の総合かつ緊急病院。全ての診療が可能。医師は必要に応じて、他の病院や大学から呼ばれるので、十分な治療を受けられます。現在までに日本人で出産、骨折のため入院し治療を受けた例があります。

㊧ ソグエ・ソー医師 (Dr. Ngwe Soe)

千葉大医学部卒業のビルマ人医師で、日本語が堪能であり、日本語で診療してもらえるので、日本人がよくお世話になっています。この医師は Rangoon General Hospital に勤務しているので、早朝あるいは夕方だけ自宅の診療所で診療が受けられます。専門は麻酔ですが、全ての病気について相談でき、もし専門的な治療が必要な場合には病院を紹介したり、同伴し手助けをしてもらうこともできます。

Tel : 50293

住所 : No2 Dhammavihra Cross Rd.

Kyaukmyaung

診療時間 : 5 : 00 am ~ 8 : 00 pm

㊨ 医務官

昭和58年6月から、大使館に医務官のポストができ、羽根田医務官が赴任されました。日本人会員であれば、大使館に医療相談におもむくことは可能です。

大使館 Tel : 52288

自宅 住所 : 27-B, Aung Zeya Rd.

off University Av.

① タイン・ミン歯科医 (Dr. Tin Myint)

日本語で治療が受けられます。電話で予約が必要です。

日本語の話せる歯科医は他にもあります。

Tel 71176

住所 262 Sule Pagoda Rd.

診療時間 8:00 ~ 12:00 am

2:00 ~ 5:00 pm

② 病気または事故の時

④ 緊急時

Diplomatic Hospital (Tel 50149) へ電話し、患者を病院に運びます。

⑤ 一般時

医務官、ソグェ・ソー医師、あるいはJICAの医療関係プロジェクトで来られている日本人医師がホテルに滞在されていたら、その先生方に相談し、診察していただくことです。

⑥ 健康相談

年1~2回、外務省・JICA派遣の巡回医師団による健康診断があります。内科検診(尿検査、血圧測定などを含む)が中心であり健康上の相談はこの時することも出来ます。

(5) ディプロマティック・ストア (Diplomatic Store)

Tel 77128

営業時間 9:30 am ~ 4:00 pm 平日

9:30 am ~ 1:00 pm 土曜日

休日 日曜・月曜・祭日

スーレー・パゴダの近くに、ウイスキー、ビール、タバコなどの輸入品などをドルで買うことのできるディプロマティック・ストアがあります。

す。買物の際には通帳（F. E. U. カード、通称赤カード）を用いて行ないます。JICA 専門家は、外交官並みの無関税に近い安い値段で購入することができますが、一般の人は緑色の通帳を持っており、同じ品物でも値段はかなり高くなっています。

また、取扱っている商品は必ずしも種類が豊富でなく、銘柄はきわめて限られています。更に、時々品切れになり長い間補充されない事があり、注意が必要です。

下に主な商品と値段を示しておきます。

また、買物の手順は次のとおりです。

- ④ 買いたい商品を選び、各売場のカウンターの店員に言う。
- ⑤ 店員は伝票に記入し、コピーをくれる。
- ⑥ 一階入口わきの受付にそのコピーを手渡し、品物はここで一括して受取る。

灯油その他、ビルマ国産の品物は3階の売場で申込み、販売所へ行って受け取ります。

ディプロマティック・ストア 商品一覧表（一部）

① ウイスキー・ビール・タバコ等		昭和59年4月現在
White horse		US\$ 6.00
Johnnie Walker (red label)		6.50
" (black label)		11.00
Dimple Haig		
Tiger Beer		0.60
Heineken Beer		0.75
Carlsberg Beer		0.70
Mandalay Beer		0.90
Martini Dry		5.00
Cinzano Bianco		

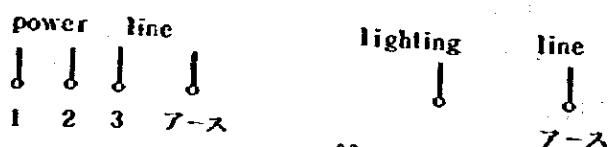
Mandalay Rum		US\$ 3.00
Blue Nun Wine		5.00
Petit Chablies Wine		7.00
Champagne		14.00
Seve up		0.50
Coca Cola		0.50
Benson & Hedges	(10 packages)	7.00
"555"	(")	7.00
Kent	(")	6.00
② 食 料 品		
酢		0.45
砂糖		1.25
味の素	99 g	1.00
塩		1.25
ケチャップ (Heinz)	340 g	1.25
バター	454 g	3.00
タバスコ	59 ml	1.75
Italian Seasoning		2.20
Paprika	1 lb	9.25
オレンジ・ジュース (Heinz)	120 ml	0.50
コーン・ビーフ		2.50
Smokey Oysters	106 g	2.00
anchovies		1.35
marmalade	454 g	1.75
Maywo honey		2.75
チーズ (Kraft)	340 g	3.00
紅茶 (Lipton)	454 g	7.50

ミロ (Nestle)	454 g	4.00
粉ミルク (Nestle)	1,135 g	6.50
Custard Cream Biscuit		2.00
チーズ・クラッカー (Litz)		2.45
チョコ・ボール	400 g	9.70
③ 雑 貨		
殺虫剤 (スプレー Baygon)		4.00
石 鹼 (Cusson Ivory)		0.85
" (Camay)		0.60
シャンプー (Sunsilk)		3.70
歯ブラシ		1.00
歯みがき (コルゲート)		1.00
電 球 (60W)		0.30
テニス・ボール (3ヶ入)		5.50
ゴルフ・ボール (1ダース)		18.00
ティッシュペーパー	1 箱	1.25
トイレット・ペーパー	1 巻	1.50
灯 油	1 gallon	0.45

(6) 電 気

① 一般的注意事項

ビルマの電圧は 230V、動力線 (power line) 3 相と、電灯線 (lighting line) 単相とがあります。電灯線は動力線の 1 相のみを用いており、また通常家庭内の電気製品は単相なので動力線を用いるにしてもその内の 1 相と接地線 (ground line) を用います。



電灯線と動力線とは、単価が異なるので、動力線が配線されている家が望ましく、また機器も動力線に接続する必要があります。

Power line	0.193	チャット/KWH
lighting line	0.426	チャット/KWH

電力供給はEPC (Electric Power Corporation) の担当になっています。

② 電気代金の支払い

入居時には電灯線 (lighting line) と動力線 (power line) のメーターの読みを確認し、それ以前の未払いとなっている代金は大家または前の住人に支払ってもらうことが大切です。

毎月の電気代金は毎月メーターの検針があり、代金の請求書が渡されるので、各地区 (township) のEPC事務所にいって支払います。領収書は必ず保存しておくことが大切です。

③ 故障

ラングーンでは、停電があることを覚悟しておく必要があります。特に夏期 (4月～5月) に多く、需要量に対し供給量が不足計画的にある地域の電力供給をストップさせているとか、反政府分子により送電線が破壊されストップするとか言われています。

この他にも電力供給施設が古く、容量も足りないので度々故障のため停電することがあります。この場合、EPCに電話連絡し、修理してもらうことが必要です。

EPCの事務所はつぎの各地区 (township) にあります。

Kamayut Township (16B, 30D, 68D, Inya Road)

Phone No. 32827 Emergency- Prone Road, opposite Yamanya Hall, near
Kamayut Police Station.

Bahan Township (Chin Tsong, Kanbawza Avenue, Lowis Road, Golden Valley)

Phone No. 51544-50479 No. 61, Komin Kochin Road.

Yankin Township (63B, U Tun Nyein Lane, Kaba Aye Pagoda Road)

Phone No. 55921

又、EPC は、個人の家への配線、ヒューズの故障時にも、依頼すると修理に来てくれます。この場合、チップを要求されることがあるので、仕事量、人数等に応じて、タバコ等をやればよいようです。

第9章 帰国時手続き

- (1) 車の処分
- (2) Dフォームの申請
- (3) 再輸出許可申請
- (4) 荷物の梱包
- (5) 税関検査
- (6) 船積
- (7) 銀行口座閉鎖

第9章 帰国時手続き

(1) 車の処分

赴任時に車を輸入、あるいは赴任後ビルマで車を購入した人はその車を処分しなければ出国できません。

処分の方法としては

- ① 専門家と同じ免税特権を与えられている人(外交官、他のコロンボラン専門家等)に売却する。
- ② ビルマ政府に売却する。
- ③ 日本へ再輸出する。

の3つしかなく、これ以外に例えばビルマ人や在留邦人に売ることはできません。

③は問題外だと思いますので①と②について説明します。

① 免税特権付与者への売却

帰国半年前になったら買手探しを始めて下さい。方法としては①知人・友人に声をかける。②車に「FOR SALE」のステッカーを貼っておく。③各国大使館、国際機関事務所等へ売却広告(例書式9-1)を回す、などがあります。買手が限られていますので、その時の需給関係に大きく左右され、売却の難易さは何ともいえません。買手が決ったら次の手続を行って下さい。

a 売却申請 [書式9-2]の申請書に買手のサインをもらい、売手が所属先に提出して下さい。

b 購入申請 [書式9-3]の申請書に売手がサインし買手が所属先に提出する。

(添付書類 Bill of Entry, Car licence)

② 政府への売却

買手が見つからないとき(デッドラインは帰国の2ヶ月前位と考えて下

さい。)にはビルマ政府へ売却して下さい。この場合、価格はビルマ政府の査定によって決められますが、概ね低額です。(3,000~10,000 チャット)〔書式9-4〕売却申請書

(添付書類は①に同じ)

尚、車の売却手続(名義変更まで)が完了するまで1年近くかかりますが、出国はF. E. R. D. の許可がとれば問題ありません。

(2) Dフォームの申請

帰国の45日以前に申請して下さい。

(3) 再輸出許可申請〔書式9-5〕

赴任時に輸入した物のうち消費物資 — 食料、衣類、薬、洗剤など — 以外のものは日本に持ち帰らなければなりません。またビルマでは輸出品は課税対象となりますので、免税申請も必要です。このため、再輸出許可申請書を帰国15日以前に提出して下さい。

(添付書類 Bill of Entry — 輸入証明書)

(4) 荷物の梱包

上記(1)~(3)の手続と並行して荷物の梱包を始めます。梱包・輸送業者を呼んで、まず木箱の大きさの見積をさせ、その後に製作させ、順次詰めていきます。

業者例 : Mr. Morris & Mr. George

Myamma Clearing & Forwarding Agent

58 Barr St., Rangoon

TEL 70642

(5) 税関検査〔書式9-6〕

(3)の輸出許可がとれ、荷物の梱包が済んだら税関の検査を受けます。自宅に係官が来て行い、検査が終了すると封印します。(実際の手続はエージェントが代行します。)

(6) 船積〔書式9-7〕

荷物の箱ができたなら船積を申請します。
(エージェントが代行します。)

(7) 銀行口座閉鎖

① 口座閉鎖申請〔書式9-8〕

② トラベーズチェック購入〔書式9-9〕

③ F.E.U. Card 返却

F.E.U. Card (免税購入通帳)に残金があっても換金できないので、
全て使い切ってからM.F.T.B.に返して下さい。

④ Exemption Certificate 申請〔書式9-10〕

輸出品の中にビルマ通貨が含まれていないことの証明書です。

MINISTRY OF CONSTRUCTION
 BRIDGE ENGINEERING TRAINING CENTRE
 THUWUNNA — RANGOON — BURMA
 P. O. BOX 1169 — PHONE 55107

CAR FOR SALE

MAZDA 626 SEDAN Four Door Type LEFT-HAND DRIVE

- Year of manufacture : 1979
- Mileage covered : 45000 miles
- Engine : 4 cylinders
- Colour : Biscuit
- Condition : In very good running condition.
 (Same chauffeur since importation)
- Registration : NYA / 3962
- Availability : Immediately
- Price : US \$ 2500/- Or K. 18750/-
 Or Best Offer
- Extras : (a) Airconditioner
 (b) Spare tyre ... (1) no.
- Interested persons with Diplomatic privileges
 please contact : MR. T. KOKUSAJ
 Colombo Plan Expert
 Residence:

No. 56, Lewis Road,
 Golden Valley,
 Rangoon.
 Phone: 32660
 After 5.00 p.m.

Office:

Bridge Engr. Training Centre,
 Thuwunna, Rangoon.
 Phone: 55107
 Between 8.30 a.m. - 4.30 p.m.

Horse Power : 110 H.P.

Rangoon, dated, 20th., June 1983.

APPENDIX (B)VEHICLE DISPOSAL APPLICATION FORM
(For sale to privileged persons)Through the Foreign Economic Relations Department
Ministry of Planning and Finance, R a n g o o n.

To:

The Ministry of Trade,
R a n g o o n.

Please permit me to sell the undermentioned motor vehicle/motor cycle to privileged persons in accordance with the current procedure laid down by the Ministry of Foreign Affairs in its Circular Note No. THA2/7-01/75 on April 20, 1975.

1. Name of Owner : MR. T. KOKUSAI
2. Designation of Owner : Team Leader, Japanese Expert
3. Name of Diplomatic Mission : Team, C/- Construction
/ Consular Post / International Organization Corporation, Rangoon.
4. Reason for wishing to sell : On completion of assignment
5. Make & Model of Vehicle : CB2VS (1800cc)
6. Year of Manufacture : 1979
7. Body Type : Sedan
8. Colour : Cream
9. Engine Horse Power : 110 H.P.
10. Chassis Number : CB2VS 508392
11. Engine Number : VC - K - 47450
12. Mileage : 48000
13. Registration Number of Vehicle : MYA / 3961
14. Date of Importation and Relevant References : 8.4.80

(a) Under franchise
(the number & date of
the Customs Clearance
Certificate issued by
the Ministry of Foreign
Affairs should
also be quoted)

2/.....

(b) Under Import permit : No.62 Ga Ka 64 (549/63) dated
(the number and date the 18th., January 1964, (Memo-
of the Import permit random) of the Ministry of Finance
should also be quoted) and Revenue Department

(c) Locally purchased :
under franchise
(the number and date
of the letter of the
Ministry of Foreign
Affairs permitting
such purchase should
also be quoted)

15. (a) Name of purchaser :

(b) Designation of pur-
chaser :

(c) Name of Diplomatic :
Mission/Consular
Post / International
Organization

16. Selling Price : US\$ 3000/-

Dated: 24th., 1963.

Place: R a n g o o n.

.....
Certified that the above statement
is correct.

Signature of the Head of

Dated:

Place: R a n g o o n.

Foreign Economic Relations Department,
Ministry of Planning & Finance,
Rangoon.

APPLICATION FOR LOCAL PURCHASE OF CAR 書式 9-3(例)

Dated,

Through: The Additional Director,
Foreign Economic Relations Department,
Ministry of Planning & Finance,
R a n g o o n.

To: The Ministry of Trade,
R a n g o o n.

From: MR. T. KOKUSAI
Team Leader,
Japanese Expert Team,
C/- Construction Corporation,
R a n g o o n.

Dear Sir,

It is requested that approval may kindly be given to me to purchase locally the undermentioned motor vehicle free of Customs Duty and Sales Tax from MR. S. Ekhavshi attached to the Construction Corporation.

Thanking you in anticipation.

Yours truly,

T. Kokusai

T. Kokusai
Team Leader,
Japanese Expert Team.

Person purchasing

- | | | |
|-------------------------|---|--|
| 1. Name | : | MR. T. Kokusai |
| 2. Official Designation | : | Team Leader, Japanese Expert Team,
C/- Construction Corporation, Rangoon. |

Motor Vehicle to be Imported

- | | | |
|------------------------------|---|--------------------|
| 1. Name of Car | : | } H i l |
| 2. Year of manufacture | : | |
| 3. Model | : | |
| 4. Type of body | : | |
| 5. Colour | : | |
| 6. Purchase price/CIF value: | : | |

Motor Vehicle to be purchased locally

- | | | |
|--|---|---|
| 1. Name of Car | : | Mazda 626 Sedan, CB2VS |
| 2. Year of Manufacture | : | 1979 |
| 3. Model | : | CB2VS (1800cc) |
| 4. Body Type | : | Sedan |
| 5. Colour | : | Cream |
| 6. Registration No. | : | NYA/3961 |
| 7. CCC No. & date/authority:
No. & date | : | No. 63 BeKa64(549/63) dated 28th.,
January 1964, (Memorandum) of the
Ministry of Planning & Finance |
| 8. Purchasing Price | : | US\$ 3000/- |
| 9. Name of Seller | : | MR. S. Ekhavshi. |
| 10. Official designation | : | Team Leader, Japanese Expert Team,
C/- Construction Corporation,
R a n g o o n. |

Technical Assistance
Colombo Plan Form No.2

Statement for Goods / household effects imported under exemption from Customs duties & Sales Tax etc. (to be furnished to the Ministry of Planning & Finance (Foreign Economic Relations Department) at the time of departure from Burma of Experts employed under the Colombo Plan).

S.N.	Kind of goods imported	Quantity	Date of arrival of goods	Total C.F.P. value A.S.T.	Method of disposal Re-exported / otherwise	Remarks (if any)
1.	Mitsubi Refrigerator	1	22 January 82	2727/-	Re-export	Imported
2.	Sony T V Set	1	"	3030/-	"	by
3.	Golf Set	2	"	3239/-	"	ship
4.	Camora	1	"	606/-	"	"
5.	Clothing	70	"	23636/-	"	"
6.	Bed Sheet	8	"	353/-	"	"
7.	Shoes	20	"	509/-	"	"
8.	Stationary	200	"	2506/-	"	"
9.	Kitchen Utensils	40	"	366/-	"	"
10.	Sports Goods	12	"	1225/-	"	"
11.	Transformer	3	"	727/-	"	"
12.	Refrigerator with accessories	1	16 December 77	5010/-	"	"
13.	Ignis E-M-V22 Electric Water Heater	1	26 February 79	2010/-	"	"
14.	G.E. Air Conditioner	1	10 May 1978	2710/-	"	"
15.	Airconditioner with accessories	1	21 November 77	2710/-	"	"
				Total: 456347		
				Remarks		
				IMPORTED UNDER SSC No.77/2137 (P/069 dated 21/11/77.		
				IMPORTED UNDER SSC No.77/2137 (P/073 dated 16/12/1977.		
				IMPORTED UNDER SSC No.78/2137 (P/013 dated 24/2/78.		
				Purchased from NEWTEC via P.P. No. 54/Gen-3/05/77		
				<i>Shanaka S. Suresh</i>		
				Destination		
						MR. M. MURAGANO, CONCRETE BRIDGE ENGINEERING SRL-ENG, ATTACHED TO THE CONSTRUCTION CORPORATION, SANGAON.

စာမျက်နှာ 9 - 6 (8)

MINISTRY OF CONSTRUCTION
BRIDGE ENGINEERING TRAINING CENTRE
THUWUNNA - RANGOON - BURMA
P. O. BOX 1469 - PHONE 55107

Rangoon, dated,

The Director-General,
Customs Department,
R a n g o o n.

Dear Sir,

Subject : Requesting to send a Customs Team to seal a
wooden case of Personal Effects for export
to Japan

I shall be grateful if you will kindly depute a Customs
Team to inspect and seal a wooden case of used Personal
Effects belonging to me for export to Japan by the
first available surface vessel.

The said wooden case is to be inspected at No.

D a t e :

T i m e :

Thanking you in anticipation for your consideration.

I remain,

Yours faithfully,

Concrete Bridge Engineering Expert,
(Colombo Plan Expert),
The Bridge Engineering Training Centre,
T h u w u n n a.

MINISTRY OF CONSTRUCTION
BRIDGE ENGINEERING TRAINING CENTRE
THUWUNNA - RANGOON - BURMA
P. O. BOX 1469 - PHONE 55107

Rangoon, dated,

The Manager,
Transport Agency Corporation,
Bo Aung Gyaw Street,
R a n g o o n.

Dear Sir,

Subject : Request for Shipping Space

I shall be grateful if you will kindly allot Shipping Space by the first available surface vessel to export one liftvan containing used personal and household effects belonging to me from Rangoon to Japan.

Particulars of the said liftvan:

Length :
Breadth :
Height :
Approx. Weight :

Thanking you in anticipation for your consideration.

I remain,
Yours faithfully,

Concrete Bridge Engineering Expert,
(Colombo Plan Expert),
The Bridge Engineering Training Centre,
T h u w u n n a.

MINISTRY OF CONSTRUCTION
BRIDGE ENGINEERING TRAINING CENTRE
THUWUNNA - RANGOON - BURMA
P. O. BOX 1469 - PHONE 55107

Rangoon, dated,

The Manager,
Foreign Accounts Section (HOSTRO),
Myanma Foreign Trade Bank,
R a n g o o n.

Dear Sir,

Subject : Closing of Foreign Currency Account No.

I shall be grateful if you will kindly allow me to close
my Foreign Currency Account No. with effect from

since I am leaving Burma
for good and returning to Japan early next week.

Thanking you in anticipation for your consideration,

I remain,

Yours faithfully,

Colombo Plan Expert,
The Bridge Engineering Training Centre,
T h u w u n n a.

c.c. The Manager,
Traveller's Cheque Section,
Myanma Foreign Trade Bank,
R a n g o o n.

MINISTRY OF CONSTRUCTION
BRIDGE ENGINEERING TRAINING CENTRE
THUWUNNA -- RANGOON -- BURMA
P. O. BOX 1169 -- PHONE 55107

書式 9-9 (例)

Rangoon, dated,

The Manager,
Traveller's Cheque Section,
Myanma Foreign Trade Bank,
R a n g o o n.

Dear Sir,

Subject : Purchase of Traveller's Cheques (T/C)

I shall be grateful if you will kindly allow me to purchase Traveller's Cheques (T/C) equivalent to the balance of cash from my Foreign Currency Account No. since I am leaving Burma on completion of my assignment and returning to Japan early next week.

Thanking you in anticipation for your consideration and cooperation.

I remain,
Yours faithfully,

Colombo Plan Expert,
The Bridge Engineering Training Centre,
T h u w u n n a.

c.c. The Manager,
Foreign Accounts Section, (NOSTRO),
Myanma Foreign Trade Bank,
R a n g o o n.

MINISTRY OF CONSTRUCTION
BRIDGE ENGINEERING TRAINING CENTRE
THUWUNNA — RANGOON — BURMA
P. O. BOX 1469 — PHONE 55107

Rangoon, dated, _____

The Manager,
(Import & Export),
Kyansa Foreign Trade Bank,
(Foreign Exchange Control Department),
R a n g o o n.

Dear Sir

Subject : To issue an Exemption Certificate

I shall be grateful if you will kindly issue me an Exemption Certificate for (1) one wooden case containing personal effects. (Value : K. _____) belonging to me to be sent to Japan by sea. No Foreign Exchange is involved in the export.

The Export Certificate issued by the Ministry of Planning and Finance (P.E.R.D.), Rangoon vide Certificate D.O. No. Na. Sa./Ke-2/4-1/4/80 (-) and Customs Bill of Entry No. P.F.I. _____ triplicate copy is herewith attached for your perusal and return.

Thanking you for your consideration and cooperation.

I remain,
Yours faithfully,

Colombo Plan Expert,
The Bridge Engineering Training Centre,
T h u w u n n a.

第10章 学 校

- (1) ランゲーン日本人学校
- (2) インターナショナル・スクール・ランゲーン
- (3) インターナショナル・ハイスクール
- (4) ディプロマ・スクール

第 10 章 学 校

(1) ラングーン日本人学校

ラングーン日本人学校は、世界中でバンコックに次ぎ2番目に古い日本人学校で、昭和39年6月3日に開校されました。昭和58年6年に開校20周年記念式が催され、現在教職員が12名（現地採用5名）で、幼稚部、小学部、中学部、合計35名の生徒が学んでおります。

学校の概要は下記のとおりです。

昭和59年1月現在

設立年月日	昭和39年6月3日	校 長	薄 晴 雄
設 置 者	在ビルマ日本国大使館	運 営 主 体	ラングーン 日本人学校運営委員会
現地での地位	日本国大使館付属施設	運 営 責 任 者	石 川 秀 雄
連 絡 先	c/o JAPANESE EMBASSY 100 Natmauk Road, Rangoon, Burma		

〈学校運営委員会の構成と役員〉

担 当	氏 名	所 属	担 当	氏 名	所 属
運営委員長	石川秀雄	ニチメン	運営委員	松藤トシ子	
運営委員	後藤友明	大使館	・	関本えり子	
・	橋本 除	三菱重工業	・	薄 晴 雄	日本人学校

〈教 職 員 一 覧〉

職名	氏 名	出 身	担任	職名	氏 名	出 身	担任
校長	薄 晴雄	派遣(北海道)		教諭	吉田啓一	派遣(東京)	小1年
教諭	武下諒治	・(佐賀)	小4年	講師	中川代子	現地採用	園工・ 家庭
・	中川健敏	・(北海道)	小3年	・	三廣由佳	・	音 楽
・	田中淳一	・(滋賀)	小2年	・	テノマキ	・	英会話
・	倉田正信	・(東京)	小56年	・	石坂史子	・	幼稚園部
・	宮城 正	・(東京)	中12年	・	ラ・ラ・ターン	・	・

〈児 童 生 徒 数〉

区分 学年 性別	小 学 部							中 学 部				合計	幼 稚 部		
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計		4児	5児	計
	男子	2	3	4	0	1	1	11	1	1	0	2	13	2	1
女子	0	3	5	1	2	1	12	1	0	0	1	13	3	3	6
計	2	6	9	1	3	2	23	2	1	0	3	26	5	4	9
学級数	1	1	1	1	1	1	6	1	1	0	2	8	1		1

〈選 授 業 時 間 数〉

学年	教科	国	社	算(科)	理	音	図(工)	家(物)	体	道	特	英	英会話	計
		小	1	7	2	5	2	2	2	-	2	1	1	-
学	2	7	2	5	2	2	2	-	3	1	1	-	2	27
部	3	7	3	5	3	2	2	-	3	1	1	-	2	29
	4	7	3	5	3	2	2	-	3	1	1	-	2	29
	5	5	3	5	3	2	2	2	3	1	1	-	2	29
	6	5	3	5	3	2	2	2	3	1	1	-	2	29
中	1	5	4	3	3	2	2	2	3	1	1	3	1	30
学	2	4	4	4	3	2	2	2	3	1	1	3	1	30

◇ スクールバス有、1単位15分授業

〈 施 設 概 要 〉

敷地面積	5,790㎡	建物面積	924㎡	運動場面積	924㎡
教室その他	普通教室6、視聴覚室1、家庭科教室1、図書室1、理科室1、音楽室1、幼稚部教室1、教員室1、屋内運動場1、テニスコート1、駐車場1、用務員等部屋				
校舎構造	レンガ2階建て				

〔入学手続〕 入学・転入学に要する諸手続きは下記のとおり。

- ① 入学資格
- ① 日本国籍を有すること。
 - ② 就学適令期に達していること。
 - ③ 小中学部の転入学者は、前在学校の在学証明書及び必要書類を持参すること。
 - ④ 幼稚部入学者は満3才に達していること。
- ② 入学手続:
- ① 入学又は転入学希望者は保護者と共に来校し、必要書類を提出する。
 - ② 学校所定の家庭環境調査書を提出する。
 - ③ 入学金US\$100を納入する。
- ③ 教科書: 日本からの転入学者は海外子女教育振興財団(東京本部、東京都港区虎の門1-21-17 虎の門NNビル6階 TEL 03-580-2521、関西分室 大阪市北区梅田1-3-200 大阪駅前第一ビル2階 TEL 06-344-4318)より教科書を受取ってくる。
- ④ 授業料(月額)
- ・ 幼・小・中学部とも同一である。
 - ・ 450チャット(毎月、月初めに納入する)
 - ・ 16ドル(1年間分を5月に納入する)

註) 学校のドル口座は東銀バンコック支店 6014335 である。納入の方法は学校所定の INSTRUCTION LETTER により、東銀バンコック支店へ振込方指示する方法が望ましい。

⑤ 入学式及び卒業式

入学式 4月21日 卒業式 3月10日

⑥ 学 期

1学期 4月19日～ 8月 4日

2学期 9月 1日～12月24日

3学期 1月11日～ 3月12日

⑦ 休業日

日曜日、ビルマの祝日、日本の祝日(天皇誕生日、子供の日、文化の日、建国記念日)

学年学期末休業日(3月13日～4月18日、8月5日～8月31日、12月25日～1月10日)

⑧ 学校の所在地

684 Inya Rd. Rangoon

TEL : 32762

(2) インターナショナルスクール・ラングーン

せっかく外国に来たのだからこの機会に子供にも、日本では出来ない体験をさせようと思う方、どうも今の学校が子供に合っていないと思う方には是非どうぞ。

この学校の主旨は、単なる規定や要綱通りの教育とは異なり、子供の自主性を育て、子供の性格、能力に合った融通性のある教育となっています。例えば初めての海外経験の場合、子供ばかりか親までも言葉(英語)に不安があり、入学要領を聞きに行くにもおっくうであり、またカリキュラムの差から子供が何学年に編入出来るかも解らず、また子供が学校になじんでくれるかの不安があります。まずこのように入る時点のことが心配でしょうが、こ

の点に関しては、実に良く配慮されているといえましょう。英語の話せない子供のためには、先生が観察していて、大丈夫と思うまでの間の特別教育があり、またどの学年に編入するのが適当か解らない場合には暫定期間を設けるなどの措置が考えられており、とにかく言葉の違う、カリキュラムの違う国の人間が入るのを前提とした細かい配慮がなされています。この辺の詳細い事情は学校が出している学校案内に説明されており、また学校に行けば詳しく説明してくれます。入学手続きも簡単で、説明を聞きに行けば“明日からでも連れて来なさい”といった気軽な調子で対応して貰えます。この様に気軽な面のある学校ではありますが、意外と厳しい面もあるようです。例えば下品な言葉や態度に対する戒告制度、図書及び物品の使い方や傷めた場合の責任制度、又毎日の下校時の出迎えの義務化などで、一般的に学校、子供、父兄の責任が明確化された考え方となっています。詳しい内容は上記学校案内“INTERNATIONAL SCHOOL RANGOON - STUDENT HAND BOOK”を参照されるとよろしいですが、主な点をつぎに列挙しておきます。

- ① 学 年 年間10ヶ月、授業日180日以上
 年間2学期制であり、始業日、終業日は年により異なるが、
 一学期は8月～12月、二学期は1月～6月まで。
- ② 経 費 入学金 US\$ 100
 授業料 幼稚部(5才以上)1学期US\$ 650
 小中学部(1～8学年)1学期US\$ 1,000
- ③ 授業時間 幼稚部 7:50 am ~ 11:30 pm
 小中学部 7:50 am ~ 2:00 pm
 幼稚部はその間に1回のお茶の時間、小中学部は午前中に
 1回のお茶とお昼の昼食(各自持参)がある。
- ④ その他 言葉(英語)の不自由な子供、なじみ難い子供等いろいろ
 特徴のある子供には個別のカリキュラム制度がある。

(3) インターナショナル・ハイスクール

アメリカの NEBRASKA-LINCOLN 大学から供与される教材を使い、アメリカの大学入学試験に合格するようカリキュラムが組まれてますが、日本人の場合、帰国時に日本の法律上高等学校卒業資格の検定を受けなければなりません。

先生は6人、生徒はアメリカ人、ヨーロッパ系の大使館の子弟が多く、生徒数は18~21人位で、日本人は現在2人です。校風は自由でノビノビ勉強しているし、生徒数も少ないので学年の区別なく交際していて楽しい雰囲気です。

① 授業料

- New Student Registration fee (入学金) US\$40
- Tuition (per Semester, 1学期授業料) US\$1,350
- Part-time Tuition (時間外授業料) US\$335
- Science Lab. fee (実習料) US\$10
- UN-L Tuition US\$45

② 教科書

貸与される。ノートも支給される。

③ 課目

以下のとおり。

COURSE OFFERING 1982-1983

ENGLISH

English 9
English 10
English 11
English 12
EFL

MATHEMATICS

Algebra I
Geometry
Algebra II
Pre-Calculus
Analytical Geometry and Calculus

FOREIGN LANGUAGE

German II
Advanced German
Spanish I

SOCIAL STUDIES

World History
American History
American Government
Modern Problems
Economics

SCIENCE

General Science
Biology
Advanced Biology
Chemistry
Physics

BUSINESS EDUCATION

Beginning Typing

It must be emphasized that there is the potential for additional courses depending on the enrollment of the school. Generally, an elective course is taught only if two or more students sign up.

④ 卒業単位数

ENGLISH 3, SOCIAL STUDIES 2, MATHEMATICS 2,
SCIENCE 2, ELECTIVES 9

合計18単位

⑤ 学 期

第1学期 : 8月末~1月初 (20週)

第2学期 : 1月 ~ 6月 (20週)

⑥ 授業時間

午前 : 45分授業 4時間

午後 : " 3時間

選択した科目を受けられる。

(4) ディプロマ・スクール

ディプロマスクールは英国系スクールで、ビルマ人以外の主に東南アジアの国の子供達が入学しています。校風は非常に質素です。

① 入学金

100 チャット + 150 チャット (戻る)

② 授業料

保育園：月額 200 チャット

幼稚園、小・中学校：月額 250 チャット

③ 教科書

貸与されるが家には持ち帰れない。持ち帰る場合は教科書代として、その 30 % (古いもの)、及び 50 % (新しいもの) を支払わなければならない。

④ 学期

1月～5月、6月～8月、9月～12月。4～5月は夏休み

⑤ 授業時間

保育園： 8:00 am ~ 11:00 am

幼稚園、小・中学： 8:00 am ~ 1:00 pm

⑥ 教師数

17 人

⑦ 生徒数

保育園： 7 人、幼稚園 8 人

小中学： 53 人

第11章 国内旅行

- (1) 国内旅行に出るためには
- (2) 切符の入手方法・その他
- (3) 自動車での旅行について
- (4) ホテルについて
- (5) 旅行の時期・その他
- (6) 各地の見どころ

第11章 国内旅行

ビルマ国内での旅行は治安上の問題から、ごく限られた地域にしか行くことが出来ません。しかし時々旅に出て、この国の風俗に於て歴史の跡を眺めることが、ビルマを少しでも良く知るために、また娯楽の少ない国での気分転換を図るためにも有益でしょう。

(1) 国内旅行に出るためには

これには二つの方法があります。一つは Tourist Burma のツアーに参加する方法で、もう一つは独自のプランで出かけるものです。前者の場合は実施機関の長の許可のみで済みますが、費用は後者の2倍以上かかってしまいます。

ここでは独自のプランで旅行する場合について述べます。必要な手順などを順番に書きますと、

① まず直属の実施機関の長に連絡します。

② 旅行の予定(日時、使用交通機関と便名、行先)と旅行の目的を記入した書類8部と、旅行者の氏名、旅行の目的、ビルマ側同行者名(同行の有無にかかわらず必ず記入して下さい)を記載した Forwarding Letter 1部を作成し、直上機関(公社など)の Administrative Section に提出します。これらの書類は、通常各機関にビルマ語で書かれたフォームが用意されており、ビルマ側の担当者(Liaison Officer など)に必要事項を伝えれば作成してくれる筈です。そうでない場合は、英文で自作するしかありませんが、書式の詳細は各実施機関で確認して下さい。

③ 書類に直上機関の長(例えば Managing Director)またはその代理人のサインがされると、今度はそこからの Forwarding Letter が付けられて、上の省に送られ、副大臣のサインがなされます。

④ 旅行許可書は本省から Home and Religious Affairs Ministry の

下部の People's Police Force Headquarters に直接送られ、公社などの直下機関にコピーがまわされます。これを受け取るのですが、最初の書類から許可書までに大体半月はかかりますので、充分余裕をみて申請して下さい。

・注 自動車利用の場合は、マンダレー→メイミョウのように都市間を移動する時だけ記入が必要です。

(2) 切符の入手方法・その他

① 飛行機

Burma Airways Corporation (BAC) の国内便はフライトスケジュールがしばしば変わりますので、まずこれを確認することが必要です。航空券を購入するには実施機関から BAC の国内航空券販売課の Manager へ氏名、所属、同行者名と航空券購入希望の旨を記入した Forwarding Letter 1 部にその機関の長のサインをもらい、旅行計画書 1 部をつけ 10 日前までに申請します。往復とも飛行機を利用する際には忘れずに帰路の分も同時に申請して下さい。

この手順でいけばほとんど必ず航空券が買えますので、出発日の前日に航空料金と Forwarding Letter のコピー 1 部を持って BAC の事務所に午前 10 時までに行き、そこにある航空券購入のためのフォームに必要事項を記入して購入して下さい。

参考までにラングーンから各地への片道航空運賃を挙げておきます。

マンダレー：198チャット、ヘーホー（タウンジー）：141チャット

ニャウンウー（バガン）：160チャット、サンドウエー：100チャット

バセイン：約70チャット、モールメイン：約70チャット

② 列車

まず実施機関から Burma Railways Corporation, Passenger Dep. の Manager に、前項と同様なレターと計画書各1部をつけ、乗車日5日前に出します。乗車券は乗車日の前日の午前10時までに駅へ行き、用意されているフォームに必要事項を記入してレターのコピーを添付して提出すると、料金と引替えに乗車券を発行してくれます。駅に行く時間はレター提出時に指定されることもあります。

マンダレーまで1時間半の道程を upper class^{*} で行くと片道約100チャットです。またタウンジーへの入口であるシュエニャウンまで寝台車を利用すると約24時間で、料金はやはり100チャット程度です。

*注 upper class の車柄はリクライニングで、足のせ合の付いた比較的なシートで、もちろん指定席です。ただし停車することK物売りが乗車し、車内を歩きまわるので、カメラ、サングラス、財布その他の貴重品には注意して下さい。冷房はなく、窓は明け放しですので、マンダレーKつく頃は、ほこりまみれKなるのは覚悟しなければなりません。

③ 船

実施機関から Delta Area Inland Water Transport Corporation の Divisional Manager にレターと計画書を各1部、5日前に提出します。この際2～3人分の乗船券の場合には予約金を8チャット払う必要があります。この手続は予約のみで、乗船料金は当日乗船して氏名のチェックを受け船室に入ってから徴収に來ます。

バセイン(ビルマ人にはバテインと言った方が判ります)まで寝台付の船室を利用すると片道53チャットです。

政府の船で比較的新しいものは、いずれも船体を白く塗ったバンドカー、バンドクーラ、パニャースェ、バインナウの4隻ですが、その内最も新しく清潔なのはパニャースェでシャワーの設備もあります。日によって船が変わりますので良く確認して出発日を決定するのが良いでしょう。

また、これらよりも古い船で黒い船体のものの中に、むしろ部屋が清潔

で船足の速いものがありますので、バセイン出身の職員などに聞いてこれを利用する手もあります。食事は中華料理の簡単なものを船内で注文でき、船室まで運んでもらえます。網戸はありますが、蚊帳のない船もありますので、蚊取線香と殺虫剤スプレーを是非持参して下さい。

船室の鍵は渡してもらえず、内側からの掛け金しか使えませんので、貴重品には注意を要します。また、河の水を汲み上げて洗面所やトイレに送っている船もありますので、飲み水は用意して行った方が賢明です。

(3) 自動車での旅行について

旅先でハイヤーを利用する際はホテルのフロントで申し込んで下さい。自動車の種類、状態によって料金は異なります。

ラングーンから自動車で出発したいという時は、私用車か、公用車を利用した方が良いでしょう。問題はガソリンですが、Petroleum Products Supply Corporation に申請してガソリン購入許可書を受ければ、どこの町でも原則的には給油できます。ヤミのガソリンもありますが、かなり高価です。もちろん出発前に予備タイヤのチェックや整備を忘れずに行なって下さい。ハイヤーの場合は最初に料金を決めればそれ以外は払う必要がありませんが高つき、例えばベグーへの日帰り旅行でも往復 250 チャットはかかります。かかります。

(4) ホテルについて

ホテルの予約をするには、運営実施機関である Hotel and Tourist Corporation (H.T.C.) の Managing Director へてに氏名・宿泊予定日時・部屋の種類と数を記載した申請書を作成、H.T.C. の Hotel Division に提出します。その際に無線通信で予約の可否を問い合わせてもらえます。

予約は、旅行シーズンであれば 1 ヶ月以上前からしておく必要があります。ただし、サンドウエーに 3 月か 4 月に行く場合は Tourist Burma のツア

一を利用する以外にありません。

次に各地のホテル名を挙げておきます。

マンダレー	：	マンダレーホテル	(Mandalay Hotel)
		ミヤマンダラホテル	(Mya Mandala Hotel)
バガーン	：	ティリピッサヤホテル	(Thiripiyasaya Hotel)
		イラ・イン	(IRRA Inn)
メイミョウ	：	ナンマイインホテル	(Nan Myaing Hotel)
タウンジー	：	タウンジーホテル	(Taungyi Hotel)
サンドウェー	：	ストランドホテル	(Strand Hotel)
バセイン	：	ホテルはなく、政府のゲストハウスのみ	

(5) 旅行の時期・その他

旅行にはやはり10月～4月下旬までの乾季が快適ですが、ホテルは混んでいます。特に4月の水祭り(ティンジャウン)の時期はビルマ人の利用客が増えます。

行先別に書きますと、サンドウェーは1月か2月に行くと波も静かでホテルも空いています。タウンジーは涼しいので3月か4月が良いですが、11月初めの灯祭り(タザウンダイン)には夜店が並び、熱気球を小さくしたような趣向を凝らした風船を上げるのが見られます。同じ頃インレー湖では金箔を長年の間貼りつけている内にダルマさんのようになってしまった小さな仏像を、飾り立てた船で持ち回るお祭りがあり、手漕ぎ船の競争も行なわれます。この開催日は年によって異なりますので確認が必要です。

マンダレーは暑季以外ならいつでも良いですが、1月4日の独立記念日には、王宮跡の堀で船の競争をやったり、その近くの広場で牛車の競走をやったりするのが見られます。

メイミョーは、桜が見たければ1月下旬に行くのが良いですが、涼しい所なので暑季にも行きたい場所です。

バガンは暑季に行くのは避けた方が良く、かえって雨が降らず、外国からの観光団も来ないのでホテルの予約も楽な雨季を選ぶ方が良いかも知れません。ここでは雨季でも雨は余りふりません。

4月中旬の水祭りには、どこへ行っても水をかけられます。乗り物も飛行機以外は全て水の日標となり、自動車で移動中に窓を閉め切っていると、開けることを要求されて、トラブルの原因になったりもします。水をかけられても決して怒ってはならず、むしろ割り切って水をかけて回るのも良い思い出になるでしょう。水の少ない地方では、道路脇の濁った川水まで飛んで来ますのでホテルに帰ったら必ず洗眼し、抗生物質の配合された点眼薬をさしておきましょう。水をかけられるのが嫌いな方は国外へ出るか、家に閉じこもっている方が良いかも知れません。

(6) 各地の見どころ

ビルマに関しては、良い日本語の旅行案内書がまだ出来ていません。以下に各地の見どころだけ記しておきます。

- マンダレー : マンダレーヒル、王宮跡、マハムニ・パゴダ、チャウトーギー・パゴダ、クドードウ・パゴダ、市場
- メイミョウ* : 市場、植物園、プエカウの滝、桜並木(日本人墓地)、(*マンダレーから自動車で1.5時間で行けます。)
- ザガイン* : アバの鉄橋、ザガイン・ヒル(スンウーポウ、ニャミン・パゴダ、日本人の建立したパゴダ) カウンムードウ・パゴダ(*マンダレーから自動車で1時間)
- アマラプーラ* : 織物工場(手織り) (*マンダレーからザガインへ行く途中にあります)
- バガン : シュエジゴン・パゴダ、タービニュー・パゴダ、アナンダー寺院、ティンロミンロー寺院、ダマヤンジー・パゴダ、チャンセッターの地下寺院、スーラマニ・

バゴダ、その他多くのバゴダ・寺院

- タウンジー : 市場、インレー湖、ピンダヤ洞窟、温泉
- サンドウエー : ホテルを出て、海岸を右の方に歩いて行くと鬼の洗濯板のような岩場に出ます。ホテル前の岩場の潮だまりでも釣りをしたり、熱帯魚の泳ぐのを見たりできます。ホテルに頼めば釣舟も道具・エサ付きで用意してもらえ、釣った魚を刺身につくってくれます。その他地引網、市場など。
- バセイン : バセイン大学構内、モーテンゾン・バゴダ(さらに海岸のほうに行く)、余り見る所はありませんが、途中の船旅で見られる河や田園地帯の風物はなかなかのものです。

第12章 ビルマでの基本的なエチケットあれこれ

第12章 ビルマでの基本的なエチケットあれこれ

ビルマ人は比較的少数の回教徒、キリスト教徒等を除けば、大部分は教けん小乗(上座部)仏教徒です。ビルマ人一般の人柄は概して温和で親切で遠慮深く、日本人に似た東洋的美点を多くもっているといえましょう。ビルマの国で生活し、ビルマの人と接駁してゆく上で、是非心得ておきたい基本的なエチケットを列記してみます。風俗、習慣のちょっとした違いから、とんでもない誤解を招くことがありますので、是非次の点には気をつけたいものです。

- ビルマ人は非常に誇り高い民族です。間違っても、援助をしてやっているとか、物を呉れてやっているとかいった態度、相手を見くだすような態度をとることは慎みたいものです。この点は非常に敏感に反応します。
- 言葉の障害や相手の反応の違いことから、とかく大声で詰めよりたくなることも多くありますが、ビルマ人と話すときは、つとめておだやかに話し合うように心掛けたいものです。
- 会議の席上等で、日本人同志で打合せや私語に日本語を使うときでも、相手を罵ったり軽べつするような言葉は使わないようにしたいものです。ビルマ人の多く、とくに高級官僚の間には日本語のわかる人がかなり居ます。
- ビルマ語には「恐縮に思います」、「こんなに相手に迷惑をかけては申訳けない」という意味のアーナーレという言葉があり、よく使われます。こういったセンスがあるせいか、また、たとえ答が「ノー」でも、はっきり言わず、「善処する」「最善をつくす」といった間接的な表現をしてくる場合が多くみられます。

- 日本人専門家が国内を旅行するときは必ずエスコートがつきます。これは保安上の意味からです。同様にラングーン市内での行動についても必ずどこかで監視されていると考えておくべきでしょう。でなくても、とにかく外国人の行動は注目されがちで、また口コミのはやさはおどろくほどですから、日常の行動に後指をさされるようなことがないよう、気をつけたいものです。
- 人との挨拶ですが、ビルマ人は“ミンガラバー(やあコンチワ)”“ネカウンバーダラー(お元気で)”ぐらいの言葉を使いぐらいで、お早ようも今晩はもありません。いただきますもごちそうさまもないのです。人に会ったときは右手をあげてほほ笑むぐらいが普通です。英語を使う場合は別ですが、おじぎの風習はありません。
- 人の注意をひきたいときは“オイ”とか“ヘイ”とは云わず、拍手するように手を叩きます。また人を手招きするときは必ず掌を下に向けて日本流においでおいでをして下さい。西欧流に掌を上に向けて手招きしたり、指を使ったりするのは、軽べつ、挑戦を意味し、大へんなことになります。
- ビルマの習俗では長幼の序が非常に厳しく守られています。目上の人と話すときは、相手の発言の終るのを待ってから発言すること、手を腰にあてないこと、座っているとき足を組まないこと、この三つを心得ておきたいものです。
- 人にものを渡すとき、ものを受けるとき、握手するときは必ず右手で。そのとき右手首に左手をちょっと添えると一層礼儀正しくなります。左手は不浄の手とされています。
- 人にものを指さして教えるときは必ず手で。たとえ地べたにあるものでも

足で指してはいけません。この上ない非礼になります。

- 食事のとき音は余りたてないように。舌鼓は失礼になります。また大皿から自分の皿にとりわけるときは、まず相手かとなりの席の人に勤めてから、その後にするのが礼儀になっています。
- 深酒や日本式泥酔、放歌高吟は慎むことです。軽べつの対象になるだけです。そのために社会的地位を失った人も沢山います。
- ビルマ人は一般に人前では肌をみせません。肌ぬぎや上半身裸というのは穢われます。
- 親しい人の腕をつかんだり、腰に手をまわしたり、親愛の情を示すときよくやります。但し同性に限ります。たとえ相手が小さい子供の時でも、人の頭には絶対手をふれてはなりません。相手の魂を軽べつしたことになるます。
- 異性の体には、余程親しくならない限り、握手以外は触ってはいけません。異性間のつきあいは戦前の日本以上にきびしく、たとえば独身女性は親族か友人のエスコートなしで他人の家を訪れることなどはありません。
- 仏塔、寺院を訪れるときは、靴下も脱いで、はだしにならなければなりません。これら信仰の対象になる場所では慎しみ深く振舞うよう努めることです。無用の反感や誤解は避けるべきですしその方が安全です。

おわり

JICA